平成 27 年度 第 5 回一関市総合計画審議会

次 第

日 時: 平成 27 年 10 月 15 日(木)

13:30~15:30

場 所:一関市役所2階大会議室B

- 1 開 会
- 2 あいさつ会長あいさつ
- 3 議題
 - (1) 総合計画前期基本計画の策定について (仮) 重点プロジェクト草案について【資料No.16】 分野別計画草案について【資料No.17】 まちづくりの進め方草案について【資料No.18】 項目一覧表について【資料No.19】(当日配付)
- 4 その他
- 5 閉 会

〇今後の予定

第6回総合計画審議会(答申)

11月4日(水)13:30~15:30 一関市役所議会棟議員全員協議会室

第1部 重点プロジェクト

〇 重点プロジェクトとは

基本構想の実現に向け、重点的かつ戦略的に実施すべきテーマを設定し、施策の考え方、進め方、展開方向を示すものです。

迅速かつ柔軟に行政課題に対応できるよう、分野別計画の枠組みを超えて、横断的に対処すべき取組をまとめたものです。

■ 重点的かつ優先的に実施すべきテーマ

【プロジェクト1】まち・ひと・しごとの創生

国は、急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、人口減少に歯止めをかけるとともに、 東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域が住みよい環境を確保すること により、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくため、まち・ひと・しごと創 生法を制定しました。

本市においても、今後は、少子、高齢化及び人口減少が一層進行することが見込まれており、地域の活力の低下など多方面に大きな影響が及ぶことが懸念されています。

人口減少社会の中にあって、地域の活力を維持していくためには、市民一人ひとりが 夢や希望を持ち、豊かな生活を安心して営むことができる地域社会の形成(まち)、地 域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保(ひと)、及び地域における魅力ある多様な 就業機会の創出(しごと)を一体的に推進することが重要となってきます。

そのため、本市では、まち・ひと・しごと創生法を受けて、「一関市人口ビジョン」 及び「一関市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、少子高齢化及び人口減少に 対応していくこととしており、まち・ひと・しごとの創生を重点プロジェクトに掲げる ものです。

【プロジェクト2】ILCを基軸としたまちづくり

国際リニアコライダー(ILC)は、物質を構成する最小単位である素粒子(電子と陽電子)を加速器の両端から発射し衝突させることにより、ビックバン(宇宙誕生直後の状態)とほぼ同じ高エネルギー状態をつくり出し、宇宙創生の謎、時間と空間の謎、質量の謎などの解明に迫る大規模研究施設です。

ILCの実験には、活断層のない硬い岩盤が50キロメートルにわたり必要となりますが、南部北上高地の地下は、良好な花崗岩の岩盤が南北に分布し、ILCの建設にとって良い条件がそろった世界屈指の場所であり、平成25年8月23日、国内の研究者で組織するILC立地評価会議は、本市を含む北上高地をILCの建設候補地として最適であるとの検討結果を公表しました。

ILC計画は、建設段階で10年、運用段階で20年、その後の次期計画でさらに20年の、およそ半世紀またはそれ以上にわたる実験が見込まれております。

さらに、ILCの実現は、産業振興や技術革新、雇用創出や人材育成、そして教育水準の向上や地域振興など極めて多くのまちづくりの分野に影響を与えるものと推測され、本市の未来に大きな希望を与えるものです。

そのため、ILCを基軸としたまちづくりを重点プロジェクトに掲げるものです。

【プロジェクト3】東日本大震災からの復旧・復興

平成23年3月11日14時46分、三陸沖を震源とする、国内の観測史上最大となるマグニチュード9.0の東北地方太平洋沖地震が発生しました。本市では、震度6弱を観測したほか、この地震に伴って発生した津波は、北海道から東北、関東地方の広範囲に及びました。

また、この地震の発生後、大小含めた数多くの余震が断続的に発生し、特に、4月7日に発生した最大余震では、本市で震度6弱を観測しました。

なお、本市は同年3月11日付けで災害救助法及び被災者生活再建支援法が適用されました。

本市は、平成20年に発生した岩手・宮城内陸地震により甚大な被害を受けたところであり、そしてまた東日本大震災という2つの大きな災害からの早期かつ完全な復旧、復興に取り組んでいかなくてはなりません。

特にも、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質による汚染問題は最重要課題であり、早急に解決に向けた道筋をつけるため、一歩一歩、前に向かって取り組んでいかなければなりません。

また、沿岸津波被災地である陸前高田市、宮城県気仙沼市に対し、復旧復興に向けた後方支援を継続します。

岩手・宮城内陸地震、東日本大震災を経験した本市は、その教訓を生かして、災害に強いまちづくりを進めていくことが重要です。

そのため、東日本大震災からの復旧復興を重点プロジェクトに掲げるものです。

■ 重点プロジェクトの展開

【プロジェクト1】まち・ひと・しごとの創生

1 現状と課題

本市の人口は、昭和55年(1980年)から平成26年(2014年)までに総人口、生産年齢人口、年少人口ともに一貫して減少しており、老年人口が増加する少子高齢化が進んでいます。

また、合計特殊出生率は全国平均より高い水準を保っていますが、低下傾向となっています。

子どもの数が減る中で、市民の結婚観は、既婚者の3割は結婚時期が希望よりも遅かったと感じており、結婚のための必要条件、結婚したいと思える環境を整えるためには、 安定した雇用や収入の確保が必要とする声が多くなっています。

既婚者や近々結婚を予定している人の理想の子どもの数は 2.50 人、未婚者等では 2.28 人となっていますが、現実の子どもの数は 2.06 人とギャップがあり、理想の子どもの数をかなえるためには、「経済的負担の軽減」や「保育所施設の充実」「産休・育休制度の充実」などを必要とする声が多くなっています。

一方、人の移動を見ると、10 代後半から 20 代前半の若者の市外流出が著しく、特に 仙台市や盛岡市、東京 23 区への転出が目立っています。

今後、こうした人口動態が現在の水準のまま推移すると、平成52年(2040年)には総人口が75,056人となり平成22年(2010年)に比べて41.2%減少することが見込まれています。

少子化が進み将来的に生産年齢人口が大幅に減少することが見込まれることから、各種産業の担い手が確保されなければ、生産活動の停滞のみならず、経験豊富な中・高年齢層の仕事が若年層に受け継がれないことにより産業の持続性に支障が生じ、さらには雇用の縮小や所得の減少、税収減や消費活動の縮小にもつながります。

さらに、高齢者の介護ニーズが増える中で、健康づくりはますます重要となっているところであり、高齢になっても、健康で日常生活を平穏に送ることができるよう健康寿命を延ばすことに力を入れていく必要があり、生きがいを持ち健康で暮らしていくための取組が求められています。

2 目標

本市の現在の人口動態は、全国や県に比べて減少する速度が速くなっており、また、老年人口の割合が高いことや子どもを産み育てる若年層の人口減少が長期的に続くことから、人口減少の流れを食い止めることは難しい状況にあります。

しかしながら、このまちに暮らす市民が、地域の持つ豊かな資源を生かしながら、安 定した生活のもとで子どもを安心して生み育てることができ、また、生涯にわたって愛 着と誇りを持っていきいきと暮らしていけるまちになることが人口減少社会の中にあ って必要なことであり、また、人口減少の抑制につながるものでもあると考えます。 このため、平成52年(2040年)に8万6千人程度の人口を確保することを展望し、 しごとづくり、子育て応援、地域(まち)づくりの3つの視点から目標を定め、プロジェクトを進めます。

3 施策の方向

まち・ひと・しごとの創生を進めるため、「しごとづくり」「子育て応援」「地域(まち)づくり」の3つの視点からプロジェクトを推進します。

(1) しごとづくりプラン

○ 市民が力を発揮できる仕事を創出し、若者や女性が集うまちを目指します。 ~仕事や移住定住に関する願いに応え、社会減を解消する~

地域資源や地域特性を生かした事業の創出や誘致に取り組むとともに、地域の産業の振興を図り、安定した雇用の創出と所得向上により、若者が地域に定着するまちを目指します。

また、市民活動や経済活動を活発化させるため、若者をはじめ多くの方々が本市に移住定住する、新たな人の流れを生み出します。

◆ 施策展開の基本的方向

① 安定した雇用を創出する

本市の基幹産業である農業を中心として、創造性豊かなものづくりを目指す当市の 製造業が持つ優位性や地域資源、特性などを生かした地域経済の成長や発展につなが る戦略的な産業振興に取り組み、付加価値や生産性の向上により、安定した雇用の創 出と所得向上を図ります。

また、新たな市場開拓や地産外商、さらには、事業誘致や起業化支援、人材の育成などに取り組み、多様な雇用の場を創出するとともに、若者の地元就職と就業定着を支援します。

② 新たな人の流れをつくる

地元での就職を望む高卒者や大卒者をターゲットとして、市内企業のPR促進や雇用環境の改善を図り、市内外からの若者の定着を推進します。

また、UJIターン者受け入れのため、経済的な支援や空き家情報の提供などを行い、移住定住を促進します。

さらに、インバウンド観光を含めた交流人口の拡大を図るため、世界遺産「平泉」 との連携強化による一関ブランドの発信、観光地の環境整備や受入態勢の強化などに

平成 27 年 10 月 15 日 (木) 第 5 回総合計画審議会【資料No.16】

取り組み、新たな人の流れをつくります。

(プランを構成する施策)

施策展開の方向性		分野別計画
	番号	項目
地場産業の振興	1-1	農林水産業
	1-2	工業
	1-3	商業・サービス業
	1-5	観光
雇用の場の創出	1 · 1	農林水産業
	1-2	工業
	1 - 3	商業・サービス業
	1-4	雇用
	1-5	観光
人材の育成	1-1	農林水産業
	1-2	工業
	1-3	商業・サービス業
	1-4	雇用
	3-2	義務教育・高等教育等
	3-4	生涯学習
	5-3	高齢者福祉
若者定着の推進	1-1	農林水産業
	1-2	工業
	1-4	雇用
	3-2	義務教育・高等教育等
移住・定住の促進	1 · 1	農林水産業
	2-5	地域づくり活動
交流人口の拡大	1-3	商業・サービス業
	1-5	観光
	2-1	都市間交流・国際交流
地域の魅力増進や知名	1-1	農林水産業
度の向上	1-5	観光
	2-4	地域情報化

(2) 子育て応援プラン

○ 社会全体で子育てを支援し、次代の担い手を応援するまちを目指します。 ~就労、出会い、結婚、出産、子育ての環境を整備し、出生率を向上させる~

多様な人生観や結婚観を持つ市民が人生のパートナーと出会い、結婚してこのま ちで暮らし、出産できるような環境づくりに取り組みます。

子どもの成長過程に合わせて、保健、医療、保育、教育、就職、結婚などの各分野において、それぞれが線でつながる切れ目のない子育て支援を行い、安心して子育てを楽しむことができる環境づくりを進めます。

◆ 施策展開の基本的方向

① 結婚・出産の希望をかなえる

市民一人ひとりのライフデザインに応じて、男女の出会いの場が提供され、結婚して本市で暮らし、安心して妊娠・出産ができるよう、人生の各ステージに応じた適切な支援に取り組みます。

② 安心して子育てを楽しめる環境の形成

保育施設や人材の確保、保健、医療、福祉の充実、仕事と育児の両立支援など、 地域の実情に応じた子育て環境の向上を図ります。

先人が守ってきた豊かな自然や文化など、地域の宝ともいえる資源を子どもたちにしっかりと継承し、地域への郷土愛を育むとともに、社会を生き抜く力を養成し、 時代と社会のニーズに応えられる人材育成に取り組みます。

(プランを構成する施策)

施策展開の方向性	分野別計画						
	番号	項目					
結婚支援	2-5	地域づくり活動					
妊娠・出産への支援	3-1	子育て					
子育て支援の充実	3-1	子育て					
教育環境の充実	3-2	義務教育・高等教育等					
就労環境の整備	3-1	子育て					

(3) 地域(まち)づくりプラン

○ 心豊かに安心して暮らせる、住みたい、住んでよかったまちを目指します。 〜健康長寿を支える基盤の強化を進め、地域の魅力を向上させ、住みやすさを高 める〜

医療・福祉や防犯・防災など地域で安全に、安心して暮らせる環境を築くととも に、高齢者の生きがいづくりや健康寿命を延ばすための取組を進め、心豊かに暮ら せるまちづくりを進めます。

市民一人ひとりがまちの主役となり、互いに助け合いながら地域をつくる協働の まちづくりを進めます。

◆ 施策展開の基本的方向

① 地域で安全に安心して暮らせる環境の整備

子どもから高齢者まで、誰もが安心して日々の暮らしが送れるよう、医療、福祉・ 介護の体制を充実します。

市民ボランティアの活動を促進するとともに、公共空間のバリアフリー化など人にやさしいまちづくりを進めます。

自主防災組織などの防災体制の強化、地域の防犯、交通安全に関する取組を充実 し、安全に安心して暮らせる生活環境の整備を進めます。

② 生きがいを持ち健康に暮らせる環境づくり

健康診査や検診の受診率向上や健康づくり運動などにより、市民の健康づくりを 促進します。

市民が生きがいをもって生活できるよう、様々な生涯学習やスポーツ活動に参加できる機会の拡充を図ります。

平成 27 年 10 月 15 日 (木) 第 5 回総合計画審議会【資料No.16】

(プランを構成する施策)

施策展開の方向性	分野別計画					
	番号	項目				
医療、福祉・介護体制の	5-1	医療				
充実	5-2	地域福祉				
	5-3	高齢者福祉				
地域生活の支援	2-3	公共交通				
	5-2	地域福祉				
	5-4	障がい者福祉				
暮らしの安全対策	4-5	住環境				
	5-6	防災				
	5-7	消防・救急・救助				
	5-8	防犯・交通安全				
健康づくりと介護予防	5-1	医療				
の促進	5-3	高齢者福祉				
	5-5	健康づくり				
いきいきとした生活を	3-4	生涯学習				
送るための環境づくり	3-5	文化芸術・スポーツレクリエーション				
	5-3	高齢者福祉				
協働のまちづくり	2-5	地域づくり活動				
	2-6	地域コミュニティ				

【プロジェクト2】ILCを基軸としたまちづくり

1 現状と課題

市では、ILCの意義や価値について、市民に広く普及啓発を行っており、また、ILCに関する国等の動向等の情報収集を行いながら、市民への情報提供を適宜行ってきました。

日本政府による誘致判断の時期の見通しが明らか(平成 29 年度末頃)になったことから、今後は国・県はじめ関係機関・団体とともに、日本への誘致の早期決定、東北での早期実現に向けて働きかけていくことが重要となります。

そして、国をはじめとしたILCを取り巻く進捗状況を的確に把握し、市民に周知することにより、ILC実現に向けた機運の醸成に努めていく必要があります。

また、ILCの実験施設、関連研究施設等の立地環境の整備や研究者、技術者等の受け入れ環境の整備については、国、県、周辺自治体、関係機関などとの役割分担を明確にしながら、ILC計画の進捗に応じて互いに連携した取組が必要となります。

一方、市内企業等が、ILCの実現による産業への波及効果を最大限に生かしていけるよう、ILCの要素技術や関連技術等の紹介、参入機会の提供、参入意欲や人材育成を支援する施策など、イノベーション(技術革新)や新しい技術の創出への取組にも力を入れていく必要があります。

ILCを核とする国際科学技術研究圏域には、世界から多くの研究者や技術者及びその家族が滞在、居住することになり、市民との交流の機会が飛躍的に増え、地域の文化と世界の文化の融合が進むことが想定されることから、文化的交流や触発が活発に行われるグローバルコミュニティの形成に取り組む必要があります。

ILCが実現すれば、地域交流の一環として、研究者や技術者による小中高校・大学への科学技術の啓発活動、教育支援活動の展開、また、ILCの見学者・学習者の受入などが想定されます。ILCによる研究の成果や最先端の科学技術について体験・学習する機会に加えて、研究者や技術者の子弟が市内の小中学校において席を並べて学習できる環境の整備等によるグローバル人材の育成に向けた検討も必要になります。

2 目標

ILCは世界でただ一つ建設される実験施設であり、研究者による北上高地の調査が進められています。

このことは、当市を含む北上高地の地下に硬い安定した岩盤が広範囲にわたり存在することが大きな要因であり、世界最先端科学技術の拠点が東北のこの地で実現される可能性が大きく、そのことは本市の未来に大きな希望を与えるものです。

このように古来からの長い年月をかけ自然が作り出した世界屈指の恵まれた条件を、 最先端の科学技術の拠点として世界唯一の場所として次の世代に残していけるよう、I LCを推進する組織への協力、北上高地での早期実現を目指して国等への働きかけに、 関係機関と共に取り組みます。

併せて、ILCが実現することにより、世界遺産平泉とILCという世界に誇れる二つの宝物がある地域となることから、子どもたちが夢と希望と誇りをもち、活躍できる地域となるよう、50年先、100年先までを見据えた持続可能な国際研究都市づくりや研究者等の受け入れ環境の整備を行います。

3 施策の方向

(1) 日本、東北での実現に向けて

本市を含むこの地域でILCが実現されることの意義を、市民に対し正しく伝え理解してもらえるよう、研究者等による講演会等の開催などによりILC実現に向けた機運の醸成を図るとともに、ILCへのさまざまな取組を本市の自然・文化・伝統などと併せ、東北、日本、世界に発信していきます。

日本政府による誘致判断の時期の見通しが明らかになったことから、岩手県はじめ 関係自治体・機関・団体とともに、日本そして北上高地への早期実現に向けた働きか けを行います。

また、ILCを推進する組織が行う北上高地での詳細設計がスムーズに進められるよう、岩手県や関係する大学等が行う調査・視察等への協力を行います。

(2) 北上高地での実現に向けて

ILCは世界やアジアはもとより日本にとって非常に意義があるプロジェクトです。ILCの実現に向け、国内外の国際的な研究機関の先進事例などを参考に、受け入れ環境整備の検討を行います。

ILCによる国際科学技術研究圏域においては、国内外の国際的な研究機関と同様に、ILCの高度な研究活動を支えるため、生活環境面と社会基盤面において、さまざまな要件を備えていくことが必要となります。

日本政府による誘致決定を受けた後、速やかにILC計画が進められるよう、生活環境面、社会基盤面について、関係自治体、関係する大学・関係機関・団体と共に検討及び実現に向けた準備に取り組みます。

◆ 施策展開の基本的方向

① 生活環境面

ILCによる国際科学研究圏域としての生活環境要件は、「居住・住宅」「育児・教育」「医療・保健」「生活支援」「金融」「交通」「買物・飲食」「文化・娯楽」「在留資格」「就労・ボランティア」等広い分野に及びます。

これらの検討にあたっては、圏域の関係自治体や関係機関・団体はじめ研究者、必要に応じ市民を交えての協議が必要となることから、各分野について適時、的確

に関係者等による検討、実施に向けた取組を進めます。

また、本市が取り組むべき項目として、

庁舎ワンストップ窓口の開設及び案内板等の外国語表記、外国語対応

職員の英語能力の向上 (多言語化対応の検討) への対応

英語(多言語)による生活にかかわる各種情報提供への対応 について、取り組みます。

② 社会基盤面

ILCによる国際科学研究圏域としての社会基盤要件は、「広域交通基盤」、「情報通信基盤」、「エネルギー(電力)・給排水・廃棄物処理の供給処理基盤」の分野に及びます。

これらの検討にあたっては、生活環境要件と同様の協議が必要となります。

ILCの建設の進捗状況に併せ、十分な議論、検討を行い、適時に実施できるよう 準備します。

また、本市が検討しておくべき項目として、

ILC関連施設に必要な準備案件(各種手続き関係)等の調査

ILC関連施設へのアクセス道路、給排水網の検討

再生可能エネルギー導入及び活用の検討

について、取り組みます。

③ 産業振興、技術革新、雇用創出

東北地方において、加速器関連技術を用いたプロジェクトが順次計画されており、加速器関連産業の集積や加速器の要素技術を生かした新産業の創出が期待されるところであり、ILCをはじめ加速器関連産業への企業の積極的な参入に向けた情報提供や参入に意欲的な企業への支援など、企業の意向に対応する効果的な施策を展開していきます。

④ 人材育成、教育水準の向上

ILCの実現により、世界各国から多くの研究者や技術者が訪れ、世界最先端の研究や技術等に、身近に触れることができる環境となることから、次代を担う子どもたち、若者たちへの語学・コミュニケーション能力の育成、科学技術教育水準の向上等に取り組みます。

⑤ 地域振興、国際化

ILCの国際研究所及びその関連施設が立地することにより、世界各国から研究者、技術者及びその家族がこの地域を訪れ、居住、滞在することから、世界の文化・伝統・

平成 27 年 10 月 15 日 (木) 第 5 回総合計画審議会【資料No.16】

生活様式などを通じた国際交流等により文化、意識面での「真の国際性」の涵養を図るとともに、食・住・交通・エネルギーなどあらゆる面からの環境の整備・充実に取り組みます。

【プロジェクト3】東日本大震災からの復旧復興

1 現状と課題

本市は、岩手・宮城内陸地震からの復旧を進め、まさに復興に向けた取組を始めた矢 先に発生した東日本大震災により、道路などの社会資本や住宅への被害のほか、放射性 物質による汚染などにより、甚大な被害を受けました。

最優先課題として、震災からの復旧復興に取り組んできたほか、市独自の経済対策事業の実施により、地域経済の活性化も進めてきました。

しかしながら、放射性物質による汚染については、既に5年の歳月が経過した今なお、 課題が山積しています。

本市は、放射性物質汚染対処特別措置法に基づく汚染状況重点調査地域の指定を受け、これまで、除染実施計画に基づく放射線低減対策を最優先の課題として取り組んできました。

今後は、汚染された側溝土砂の早期処理、牧草、稲わらなどの農林業系汚染廃棄物の処理、被害農家等の経営再建に向けた支援、損害賠償の迅速化に対する支援などの課題を解決していかなくてはなりません。

また、今なお住宅の再建がままならず、仮設住宅での生活を余儀なくされている方々がおり、復旧復興に取り組んでいかなければなりません。

2 目標

本市は、地震被害からの復旧復興と併せ、放射性物質による汚染という課題に立ち向かっていかなければなりません。また、巨大津波により、壊滅的な被害を受けた沿岸被災地に対しても継続して支援をしていく必要があります。

本格的な復興に向けて、被災者の再建支援、地域経済の再生及び市民の健康不安の解消に向け、集中的な取組を進め、市民生活が、震災前にも増し、活力あふれるものとなることを目指します。

3 施策の方向

(1) 震災からの復旧復興

被災者の生活再建に向けた支援を行います。

◆ 施策展開の基本的方向

相談体制の充実を図るとともに、生活資金の融資及び住宅・宅地等の復旧などへの支援を行います。

災害公営住宅を建設し、自力再建が困難な被災者への支援を行います。

(2) 放射線対策

学校などの公共施設等の放射線量の測定を継続し、健康不安の解消に努めます。 市民一人ひとりが安心して日々の暮らしを送ることができるよう、放射線等に関する正しい情報、知識の提供に努めます。

放射線量の低減対策に努めるとともに農林業系汚染廃棄物の処理等の課題解決に 向け取り組みます。

被害農家等への支援を継続します。

放射線被害による課題解決に向け、国・県等へ要望を行います。

◆ 施策展開の基本的方向

学校・保育所の給食及び給食食材の放射性物質の測定を継続します。

身近な生活環境の状況把握のため、放射線測定器の貸し出しを継続します。

市の広報媒体等を通じ、放射線量・放射性物質の測定結果の速やかな情報提供を継続するとともに講演会の開催などを通じて、放射線等に関する正しい知識の普及啓発に努めます。

生活空間の放射線量の低減対策については、地域住民などの協力を得ながら取組を 進めます。

放射性物質を含む上・下水道汚泥の適正な管理を継続します。

農林業系汚染廃棄物の処理に取り組みます。

被害を受けた農家等への損害賠償が円滑に行われるよう、国、県及び東京電力に強力に要請します。

農産物等の放射性物質の測定を市独自に実施するとともに、測定結果の適切な情報 発信により、風評被害の払拭に努めます。

県内屈指の原木しいたけ産地の再生に向けて、関係者とともに生産量回復の支援に 努めます。

農林業系汚染廃棄物の処理等の課題解決に向け、国・県等への要望を行います。

(3) 後方支援

陸前高田市及び宮城県気仙沼市は、隣接するまちです。「近所」を近いところ同士が助け合う「近助」と置き換え、住民同士のお互いさまの関係、行政同士のお互いさまの関係で、後方支援を行ってきました。

今後も、沿岸津波被災地の一日も早い復旧復興に向けて支援を継続していきます。

(4) 災害に強いまちづくり

岩手・宮城内陸地震そして東日本大震災という2つの大きな災害を経験した教訓を 生かして、市民生活の安全・安心を高めるための取組を進めます。

◆施策展開の基本的方向

市民に対し迅速かつ確実に情報が伝わるよう、防災行政情報システムやコミュニティエフエムなど複数の情報手段の構築に努め、住民自らが情報収集し、地域で連携して早期に行動を起こすことができるよう講習会等を通じ普及啓発に努めます。

市民の地域防災意識の高揚を図るとともに、自主防災組織の結成の促進と訓練の充実、防災リーダーの育成強化に努めます。

市民に対して、自分で行う災害に対する備えや災害発生時の基本行動など、必要な 防災知識の普及啓発に努めるほか、防災マップの公表や防災訓練の推進に取り組み、 円滑な実践行動につなげます。

住宅及び宅地や公共施設等の耐震化や避難所の整備・充実を推進するとともに、自 主防災組織の充実など市民、事業者、行政が一体となった防災体制を構築し、危機管 理体制の充実・強化に努め、災害に強いまちづくりを目指します。

昭和 56 年以前に建築された木造戸建て住宅の所有者に対し、耐震診断や耐震改修 工事を促します。

災害発生時の避難所となる学校等の公共施設にあっては、耐震化、耐火性向上事業 を重点的に実施し、避難所の安全性の確保を図ります。

本市、平泉町及び建設関係団体等と結んでいる災害協定を基本とし、災害後の協力体制を整えます。

避難所となる公共施設や上下水道施設への非常用電源の整備を進めるとともに再 生可能エネルギーを活用した発電施設の整備を進めます。

基本計画

1. 地域資源をみがき生かせる魅力あるまち

1-1 農林水産業

現状と課題

- ①農業は、人々の命と健康を支える「食」に関わる極めて重要な産業であり、広大な農地は安全な農産物を安定的に供給する役割を担っていることから、本市の基幹産業として位置づけ、今後一層、農業振興に力を注ぎ、生産性の高い農業経営を確立していくことが必要です。
- ②本市は小規模な農業経営体が多く、農業従事者の高齢化と減少さらに米価下落による農業所得の低迷や耕作放棄地の増加及び農村の地域活動や少子化による地域コミュニティ機能の低下が懸念されています。地域と農業を守るためには、農業を担う人材や組織の育成及び消費者が求める安全で質の高い農産物を安定的に生産し、信頼される産地としてのブランドの確立を進め、地元でも消費する取り組みを強化するとともに、生産基盤を整備し集落営農の組織化を図り、低コストで持続可能な営農形態の構築及び高齢者や女性を生かした営農を推進することが必要です。
- ③本市の農地は中山間地域に急傾斜で小区画のほ場が多くあるため、水田整備率は40%に留まっており、 集落営農や法人化による農地集積を進めるうえで課題となっています。この課題を解決するためには、 集落や地域ごとに地域農業マスタープランの策定を推進し、担い手や集落営農組織を効率的かつ安定 的な経営体として育成することが急務となっています。また、農業を維持するためには、農地及び農 業用施設の基礎的保全活動や農業用施設の軽微な補修等のための共同活動並びに施設の長寿命化を 図る資源向上のための活動への支援が必要です。
- ④本市の農業は、水稲を中心に、地域特性を生かした畜産や野菜、花き、果樹などの生産が行われています。主な農産物としては、米、肉用牛、生乳、トマト、なす、きゅうり、ピーマン、小菊、りんどう、りんご、しいたけなどがあります。なお、生産における課題として、水稲については低コスト生産技術の確立と売れる米づくりの推進、野菜については施設整備などによる専作農家の育成、果樹については品種更新・改植による低コスト化と高品質生産、花きについては作付面積の減少傾向に対応した品質向上と安定生産、肉用牛及び酪農については、従事者の高齢化による飼育頭数減少への対応が求められています。
- ⑤人口減少や高齢化の波は農村地域ほど大きく、農家・非農家を問わず協力して農村を支えていく必要があり、農村に人が集まり生活しながら、可能な範囲で農林業を学んでいく取組を考えることが重要です。そのため、本市の農業・農村に興味を持つ都市部の人を地域活性化支援員や協力隊員として受け入れ、地元住民が気づかない魅力の発掘や高いモチベーションによる波及効果など農村地域の活性化に繋がる継続的な取組が必要です。
- ⑥農業は、農産物の生産のみならず農村地域が有する豊かな自然環境や伝統文化など、農村の持つ有形無形の資源を再確認し、その活用を図っていくことが求められています。そこで、地域の特色を生かした教育旅行の受入や着地型観光の取組を中心とした交流人口の拡大及び地域資源を活かした6次産業化の取組を進めることが必要です。また、農林業が他産業と同様に職業として選択されることが重要であり、労働力が豊富な都市部の若者に対し、本市の農林業の魅力を最大限にPRし、新規就農や

雇用機会を拡大する取組が必要です。

- ⑦豊かな自然に囲まれている本市の森林面積は 79,126ha で市域の 63.0%を占めています。森林は林産 資源の生産とともに、水源のかん養や国土の保全、地球温暖化防止など、多面的な公益的機能を有し ています。森林の価値を地域の資源として、あらためて評価するとともに、地域循環型のエネルギー 源として、また、森林が有する多様な機能が十分に発揮されるよう、広く市民の理解と認識を深めな がら、有効活用と環境保全に努めることが必要です。また、水源域となる奥山の森林保全とともに、 市民の森林学習や意識啓発にもつながる身近な里山の自然に親しみ、また成熟期を迎えた森林資源を 有効に活用できる環境づくりが必要です。
- ⑧原生的な自然が残る奥羽山脈の尾根に当たる部分には、野生動植物の広域的なつながりの確保を目的に、東北地方の中央を貫く形で延長 400 kmに及ぶ「奥羽山脈緑の回廊」が設定されています。また、多様な動植物が生息する原生林を保護するものとして、岩手、宮城、秋田の3県にまたがる栗駒・栃ヶ森周辺森林生態系保護地域が設定されており、野生動植物の保護などに着目した学習の場としての活用が期待されています。
- ⑨市西部の須川、真湯周辺には、国有林を活用するためのレクリエーションの森が設定され、自然観察教育林として真湯、須川、また、野外スポーツ林として真湯が位置づけられています。
 - 一方、三陸の海を望む室根地域の矢越山では、「森は海の恋人」を合い言葉に、宮城県気仙沼市の漁業者との交流を源流として市民参加による森を育てる運動が展開され、森と海とを結ぶ交流活動の全国的なモデルとなっています。
- ⑩本市の林業を取巻く環境は木材流通の停滞が長く、特に東日本大震災以降は不振が続いていましたが、 県内での合板工場の稼働などにより木材需要が増加に転じたものの、価格は依然低迷したままで推移 しています。また、林業従事者の高齢化や後継者不足により従事者人口も減少しており、木材価格の 上昇と担い手などの労働力確保が課題となっています。
- ⑪昭和 30 年代に植林を実施した針葉樹等は、伐期齢を越え成熟期を迎えていますが、木材価格の低迷や労働力の不足などから適正な時期での伐採がなされず、管理が不十分な森林が増加しています。成熟期を迎えた森林を地域資源としていかに活用するかが課題であり、合わせて地域の循環資源として将来に向けた植栽を実施することで、山を若返らせながら健全な森林の管理を行うことが必要です。また、化石燃料の高騰や里山の資源を循環活用する里山資本主義に代表される地域資源に着目した考え方の波及などから、地域に存在する未利用材等の活用も課題となっています。

施策の展開

(1)魅力ある農業と担い手づくり

- ①農業が他産業と同様に職業として選択される魅力ある産業とするために、生業としての就農の推進に努め、営農指導員による経営指導や関係機関による栽培管理技術の向上、低コスト対策等の研修の機会を創出し、意欲的な営農に向けての支援と農業所得の向上を図ります。
- ②認定農業者や新規就農者の確保、集落営農組織や農業法人の育成、6次産業化の推進などにより、 担い手となる農業経営体の支援を行うとともに、児童・生徒から学生等に至るまで、段階的に農業

の魅力を体感する機会の創出に努めます。

(2) 農業生産基盤の整備と担い手育成

- ①恵まれた自然環境を生かしながら、農業を支える生産基盤の整備と併せ、高齢化の進行による農業 従事者の減少、後継者不足が進む中で地域農業を担う中心経営体の育成を目指します。
- ②地域農業マスタープランや農地中間管理事業などを活用し、担い手への農地集積を加速させ、大型機械による農作業の効率化を促進させるため、区画整理や暗渠排水等の農業生産基盤整備を積極的に推進します。
- ③農業用水の確保やため池等の防災減災対策として、老朽化した用排水路やため池の点検診断を実施し、長寿命化に向けた対策を行います。

(3)農業の有する多面的機能の発揮の促進

- ①国土保全、水源かん養、景観形成等の多面的機能が充分に発揮できるよう、地域の共同活動による 農地及び農村景観の保全の推進を図ります。
- ②農業の有する多面的機能が、市民に多くの恩恵をもたらすものであることを踏まえ、その発揮の促進を図る取り組みに対し、集中的かつ効果的に支援を行います。
- ③多面的機能の発揮の促進に当たっては、農家、非農家にかかわらず地域住民が一体となって取組まれる共同活動が、良好な地域社会の維持・形成に重要な役割を果たしてきているとともに、農用地の効果的な利用の促進にも資することにかんがみ、当該共同活動の推進を図ります。

(4)農村コミュニティの活性化

- ①農地保全への取組と併せ、地域の多様な資源を生かした6次産業化などの取組を推進し、農村の活性化を目指します。
- ②人々が集い、相談や共同作業の準備、あるいは短期間の農林業宿泊体験が可能な施設の整備を図りながら、伝統・文化の継承など農村の持つコミュニティ機能の維持と活性化を目指します。
- ③都市部から、地域活性化支援員や緑のふるさと協力隊員を招き入れ、本市の新たな魅力の発見や受け入れ地域に新しい風を吹き込むことにより、農村の活性化を目指します。

(5)農林水産物の生産・販売支援

- ①食の安全・安心を基本としながら、農業者の知恵と工夫をもとに、山間部や平野部など地域の特色を生かした農産物の生産振興を図ります。また、6次産業化や農商工連携の促進による地元農産物の付加価値向上やインターネットを活用した商品のピーアール及び販売支援等の情報発信を行うとともに、地産地消・地産外商による販路拡大を進め、地域の豊かなめぐみが育む一関ブランドの確立を目指します。
- ②農産物の重点品目として、米、肉用牛、生乳、トマト、なす、きゅうり、ピーマン、小菊、りんど う、りんご及び特用林産物のしいたけの生産拡大を図るとともに、特産品としての曲りネギや南部 一郎カボチャ、菜種油等の生産・販売を推進します。
- ③アユ、ヤマメ、イワナ、モクズガニ等の生息環境の保全に努めるとともに、放流事業の支援等によ

り内水面漁業振興を図ります。

(6) 森林の適正管理と利活用

- ①自然植生を生かした生態系保全森林、木材生産を主体とする資源循環利用森林、日常的に利活用が 容易な生活環境保全森林など、その特性に応じた森林の保全と整備に努めます。
- ②自然環境の保全や水源かん養、温暖化防止、気候調節などの森林が有する公益的機能に対する理解 を広めるため、市民やボランティア団体等の参加を求めながら、森林の保全や利活用に努めます。
- ③森林の持つ水資源のかん養、生物多様性の保全等の公益的機能を発揮できる健全な森林づくりを目指して、適切な間伐や択伐施業を推進し、優良な木材の生産や販売を促進します。

(7) 地域木材の資源エネルギーとしての活用

- ①本市の森林資源の多くが適齢伐期にあることから、地域循環型の資源エネルギーとしての利活用を 推進することにより、林業の振興や森林資源の育成に携わる人材確保に努めます。
- ②これまで利用されることのなかった切捨間伐材、松くい虫被害木やその処理木などの未利用材を、地域の木質バイオマス資源エネルギーと捉え、その活用に努めます。

(8) 森林と市民との関わりの創出

- ①森林生態系保護地域など、生態系や自然環境の維持に資する優れた森林の保全に努めます。
- ②自然公園をはじめとする優れた自然の保全に取り組みながら、特に子どもたちが親しめる森林を整備するなど、自然を学び、心身をリフレッシュする場の創出に努めます。
- ③河川の持つ潤いのある空間や水資源としての重要性を再認識するため、地域住民やボランティア団 体等と協力しながら、水源としての役割を担う森林の保全に努めます。
- ④里山をはじめとする市街地の身近な自然は、人と自然とのふれ合いの場として、また、都市景観の 要素として貴重であることから、その保全を図ります。
- ⑤伐採跡地が荒廃しないよう適正な再造林を推進し、森林を若返らせながら、循環する地域資源として森林から生ずる様々な資源の確保に努め、自然を保護する市民団体や森林愛護少年団などの活動を推進します。

主な指標

	指標項目		指標の 説明	単位	現状 (H26)	目標 (H31)	現状把握の 方法	目標設定の 考え方
	1	新規就農者数		人				
(1)	2	農用地の 利用集積率		%				
	3	農業中心経営体数		人				
	4	農業法人数		件				
(2)	5	振興作物(野菜)の 出荷量		a				
(2)	6	振興作物(花き)の 出荷量		a				

	7	振興作物(果樹)の 出荷量	а		
	8	肉用繁殖牛 出荷頭数	頭		
	9	肉用肥育牛 出荷頭数	頭		
	10	生乳の出荷量	頭		
(3)	11	農業振興地域内の 農用地	ha		
(4)	12	水田整備率	%		
	13	ニューツーリズム実 践者数	人・ 組織		
(5)	14	ニューツーリズム等 による交流人口	人		
	15	6次産業化により開 発された商品数	件		

市民の参画

(1) 魅力ある農林業と担い手づくり

- *新規就農、定年帰農など農業に挑戦しましょう。
- *農業の多面的機能や農村景観の保全に対する理解を深めましょう。
- *児童・生徒及び高校生・大学生は農林業体験を通して農村・山村の魅力を体感しましょう。
- *森林の持つ多面的・公益的機能や地域の資源としての森林の役割について、育樹祭などの機会を通じて理解を深めましょう。

(2) 農業生産基盤の整備と担い手育成

- *集落営農組織と市民との協働による収穫祭等のイベントを開催しましょう。
- *土地改良区等が開催する施設見学などに積極的に参加しましょう。

(3)農業の有する多面的機能の発揮の促進

- *地域内の用排水路や宅地まわりを中心に地域の住民が協力して草刈りや泥上げに協力しましょう。
- *作付されていない農地や集会施設周辺の土地を活用して農村の景観形成を進めましょう。
- *農道などの法面の草刈りに参加しましょう。

(4)農村コミュニティの活性化

*農業や農村の魅力を理解するため、農村で開催される体験型イベントに参加しましょう。

(5)農林水産物の生産・販売支援

- *地元産農林水産物を使用した特産品の開発や販路拡大に積極的に協力しましょう。
- *地元産農林水産物を積極的に愛用する地産地消に取り組みましょう。
- *地元産農林水産物を活用した料理の工夫と普及に取り組みましょう。

*農産物直売所などを積極的に活用するとともに農業者と消費者が交流する機会へ参加しましょう。

(6) 森林の適正管理と利活用

*森林の伐採後の植栽活動に積極的に参加し、山を若返らせながら継続的に森林資源が循環するまちづくりに協力しましょう。

(7) 地域材の資源エネルギーとしての活用

*バイオマス産業指定都市構想に関心を持ち、機会を見つけて積極的に参画しましょう。

(8) 森林と市民との関わりの創出

*森林や身近な里山に親しむため、森の恵みを受ける体験型イベントなどに企画から参加しましょう。

関連施策

- ・4-1-4 自然の保全と活用施策の充実… (7)、(8)
- ・6-1-2 災害に強いまちづくり… (7)、(8)

1-2 工業

現状と課題

- ①本市は、北上川流域の製造業が集積したエリアに位置し、また、県都盛岡市と仙台市の中間地点で東北のほぼ中央さらに沿岸部と内陸部の結節点であり、岩手県南から宮城県北の経済や文化及び教育の中心となっています。この立地環境の優位性を生かした工業振興施策の展開が求められています。
- ②本市の製造業の特徴は、情報通信機械器具、電子部品・デバイス・電子回路、食料品製造業を中心に、電気機械器具、パルプ・紙・紙加工品、はん用機械器具製造業など幅広い業種の企業が操業しており、現在、市内で操業している製造業に分類される企業は 263 事業所(平成 25 年工業統計)となっています。
- ③社会経済の環境が激しく変化する中、個々の企業においては、これまでに培ってきた技術やノウハウを生かした経営に加え、時代の環境変化に対応した経営革新が求められます。また、新技術の導入や新分野への展開、既存事業の拡大等を行う場合には、新たな設備投資が必要となることが多く、負担軽減のための融資制度や補助制度を有効に活用することが求められます。
- ④国内の製造業は、経済のグローバル化による低コスト生産に迫られ、製造工場の海外展開を積極的に 進めてきた結果、国内の産業や雇用の空洞化が進み、本市の工業にも大きな影響を与え、特にも地場 の中小企業には深刻な影響をもたらしています。また、国内の工場は、海外工場への助言やグローバ ル生産ネットワークの先導などマザー工場としての役割が期待されるとともに、今まで以上に高い技 術、品質と生産性の向上が求められています。
- ⑤これまで以上に、活力ある産業の振興を図るためには、新産業や新事業の創出、育成に向けて積極的 に取り組んでいくことが重要です。県では特に、自動車・半導体・医療関連産業への施策を展開して いるところであり、成長性の高い分野での取組が求められるとともに、ものづくりに対する人材育成 が急務となっています。
- ⑥地域企業の人材育成については、(公財) 岩手県南技術研究センターや(独) 国立高等専門学校機構 一関工業高等専門学校等を活用した産学官の連携及び支援体制の充実による技術力の強化が必要で あり、本市工業の裾野をより広げるため、地域内企業連携の一層の促進と活動を促すための支援が必 要となっています。
- ⑦産業力強化による経済活性化を図るためには、多様な社会のニーズに対応できる人材や、新たな産業 を創出する創造性豊かな人材などイノベーションの創出を担う高度な人材の育成が求められていま す。
- ⑧本市は、企業立地の際の多様な優遇制度を有するなど、他地域と比較して有利な条件を備えています。 このような優位性を最大限に活用し、企業誘致活動を進めるほか、空き工場の情報提供や県との連携 による企業立地の支援など、企業ニーズに柔軟に対応した施策展開により競争力のある産業育成が重要です。
- ⑨本市を中心とした北上高地が国際リニアコライダー(ILC)の国内建設候補地とされていることから、 岩手県を始め関係機関と連携を密にし、情報収集する必要があります。また、国際リニアコライダー 誘致によって、新たな産業の創出や関連産業の集積が見込まれることから、誘致の動向を見極めなが

ら、工業団地や貸し工場など、企業の立地環境の整備を計画的に行っていくことが必要とされます。

施策の展開

(1) 工業の振興

- ①工業振興計画を策定し、本市における工業の目指すべき方向性を明らかにするとともに、社会動向 に即応した施策や事業の展開を図ります。
- ②企業の競争力を強化するため、(公財) 岩手県南技術研究センターの活動を支援し、企業の技術力、研究開発力及び品質管理能力の向上を促進します。
- ③高品質化への支援体制を強化するため、(公財) 岩手県南技術研究センターの試験分析機器の充実 が図られるよう支援するとともに、技術員による技術相談、分析や分析結果への対応等のサポート 体制の強化を支援します。

(2) ものづくり人材の確保と育成

- ①企業と学生・社会人等の交流や情報交換及びマッチング機会の場を設けるため、関係機関と連携を 図りながら就職ガイダンスや企業説明会、企業見学バスツアー、企業情報交換会などを実施します。
- ②技術・技能習得を目指した研修事業に取り組むため、(独)国立高等専門学校機構一関工業高等専門学校をはじめ理工系高等教育機関や産業支援機関などと連携を図りながら、企業ニーズの高い品質管理や加工技術などの研修を実施し、地域企業の人材育成事業に取り組みます。
- ③技能・技術検定による各種資格取得を目指した研修事業を実施することにより、高品質で付加価値 の高いものづくりを支援します。
- ④新入社員等の若手社員のスキルの向上を図るための研修や次代を担うリーダーを育成するための研修を行います。

(3) 地域内発型産業の振興

- ①産学官の連携を図り、企業間連携や共同研究への取組などによる新製品、新技術の開発及び事業化を支援します。
- ②両磐インダストリアルプラザなど工業関係団体と連携し、地域の企業間の交流を活発にしながら、 新たな事業展開や起業に向けた取り組みを支援します。
- ③ (公財) 岩手県南技術研究センターで取り組んでいる、機能性食品研究会等との連携及び一関市農 商工連携推進チームにおける情報収集、情報発信を行い、地域資源を活用した新たな産業の創出を 図ります。

(4)企業誘致の推進

- ①企業が立地しやすい環境整備と企業誘致活動を積極的に展開します。
- ②就労の場の確保や地域活力の維持、経営基盤の確立を図るため、工業団地や貸し工場の整備、空き 工場等の活用など、企業ニーズを的確に捉えた立地環境の整備を進めるとともに、企業立地に対す る県等の助成制度の活用を図りながら、企業誘致に積極的に取り組みます。

③自動車関連産業の集積の流れやILCの動向などを注視するとともに、交通アクセス等の本市の優位性を生かし、食品関連産業や企業の研究開発部門など、将来を見通した誘致活動を展開します。

主な指標

	指標項目			単位	現状 (H26)	目標 (H31)	現状把握の 方法	目標設定の 考え方
(1)	1	(公財) 岩手県南技 術研究センター試験 分析件数						
(2)	2	品質管理検定受験者 数及び合格者数						
(3)	3	(公財) 岩手県南技 術研究センター等と の共同研究数						
(4)	4	誘致企業数		社				

市民の参画

(1) 工業の振興

- *地域の工業への理解を深めるため、市内外の展示会等に参加しましょう。
- *工場見学などにより、地域企業の製品について理解を深めましょう。

(2) ものづくり人材の確保と育成 【新規追加】

- *市などが行う研修会に積極的に参加しましょう。
- *資格取得のための検定受検に取り組みましょう。

(3) 地域内発型産業の振興

- *自己の発想や工夫を、積極的に発信しましょう。
- * (公財) 岩手県南技術研究センターが開催する産学官イブニング研究交流会へ参加しましょう。
- *起業者が活動しやすい環境づくりに協力しましょう。

(4)企業誘致の推進

- *企業が立地しやすい環境づくりに協力しましょう。
- *情報発信及び情報提供に積極的に協力しましょう。
- *産業支援機関や商工関係団体と連携しましょう。

関連施策

・ILC 計画的なまちづくりの推進…(4)

<u>1-3</u> 商業・サービス業

現状と課題

- ①市内企業の大部分を占める中小企業においては、市場開拓力、資金調達力などの確立のほか、情報受 発信力や地域内企業ネットワークの形成、経営的な能力を持った人材の育成が必要とされています。
- ②商店街を再生し賑わいを創出していくためには、商店街の各店が個性を発揮し、郊外店舗との差別化 を図ることを基本に、魅力ある商品、個店ならではのサービス提供、担い手の育成など、地域コミュ ニティに根差した商店街づくりが必要です。
- ③本市の商業の状況を見ると、商店数、従業員数、年間販売額ともに減少傾向が続いています。また、郊外型の大型店等の出店により、各地域に形成された既存の商店街や、地域に密着して立地する中小の商店の経営は厳しい状況に置かれています。さらには、経営者が高齢化し、後継者不足も課題となっています。
- ④商店街の賑わいの創出や課題解決に取り組んでいますが、それぞれの地域に密着したきめ細かな商業活動のため、当市の風土を生かした特産品の振興など、継続的な支援が必要です。
- ⑤一関地域市街地活性化施設「なのはなプラザ」は、平成 25 年4月1日のオープン以来順調に利用され、2年4か月で入館者数は100万人を突破しましたが、周辺商店街への経済的な波及効果が求められています。
- ⑥女性や若者などが、起業がしやすい環境づくりが求められており、さらには、商店街への新規参入を 誘導するため、空き店舗への入居支援が必要です。

施策の展開

(1) 中小企業の振興

- ①中小企業の情報受発信力の向上を促進するとともに、事業資金の低利融資、利子補給等を行い、市内中小企業の振興、経営の安定を図ります。
- ②商工会議所等の関係団体への活動を支援するとともに、これらの団体と連携し、中小企業における さまざまな課題を解決するための支援、経営診断や運営相談の充実促進、起業・創業支援など、中 小企業の経営合理化、効率化を促進します。

(2) 商店街の活性化

- ①商店街組合等が主体的に行う事業を支援し、商店街としての結束力を高めながら、集客につながる イベント開催などの展開により、商店街の賑わい創出と地域コミュニティの形成を図ります。
- ②空き店舗の活用の促進のため、商店街への新規参入を誘導する空き店舗への入居支援を行います。
- ③商店街街路灯の消費電力削減が可能になる環境に配慮したLED化を推進します。
- ④「なのはなプラザ」を会場としたイベントなどに活用し、商店街への賑わいを創出します。

(3) 活力ある商業の振興

①商業者の後継者となる人材の育成を図り、多様で活力ある商業の振興を図ります。

- ②消費者ニーズに対応した品揃えやサービス提供を図るとともに、商工会議所等と連携し、経営指導や従業員研修、情報交換等を支援するなど、個店の魅力づくりを促進します。
- ③特産品が育まれた風土や製法等へのこだわりも含めたPRを図るため、見学体験を織り交ぜた特産品販売への取組を支援するとともに、新たな特産品の開発を促進します。
- ④女性や若者などによる起業が、商店街の再生やにぎわい創出に大きな役割を果たすことから、起業しやすい環境づくりを行い支援します。

主な指標

	指標項目		指標の 説明	単位	現状 (H26)	目標 (H31)	現状把握の 方法	目標設定の 考え方
(1)	1	市等制度資金 利用件数						
	3	商店街空き店舗率						
	4	LED化率						
	6	新規創業者数						

市民の参画

(1) 中小企業の振興

*地域企業への理解を深めましょう。

(2) 商店街の活性化

- *商店街のイベントに参加するなど、地域の魅力に触れながら活性化を応援しましょう。
- *商店街を利用しましょう。

(3) 活力ある商業の振興

*本市の特産品への理解と認識を深め、贈答品などに利用して、特産品の魅力を伝えていきましょう。 *起業者が活動しやすい環境づくりに協力しましょう。

1-4 雇用

現状と課題

- ①雇用情勢は、リーマンショック後の厳しい局面から脱し、東日本大震災の復興事業や企業の生産回復等により、改善傾向にあります。しかしながら、求人内容は、正規雇用よりも期間雇用、パート、臨時などの非正規雇用が多い状況にあり、将来の生活設計が可能となる安定的な雇用を確保するため、正規雇用の拡大に向けた取組が課題となっています。また、復興事業の影響や高齢化社会の進展等により、建設関連産業、医療、福祉関連産業では人材不足が続くなど、企業経営に大きな影響を及ぼしています。
- ②新規高卒就職希望者は、近年、100%の就職率となっているところですが、地元就職率は、50%前後で推移しており、また、就職後、早期に離職する若者も多く、若者の地元就職と併せ、職業選択のミスマッチ解消や就業定着が課題となっています。さらに、人材不足が深刻化する中で、地元企業における魅力ある職場づくりと女性の職場復帰、就業支援等が課題となっています。
- ③このような状況を踏まえ、国、県の関係機関と連携し、就労条件や働きやすい環境の整備など、勤労者福祉の充実を図る必要があります。
- ④団塊世代の退職や若者のものづくり離れ等により、ものづくりの技術者、後継者が減少してきております。また、職業訓練施設での長期在職者訓練の受講者数も減少傾向にあり、ものづくり人材の育成と確保、さらには、ものづくりの技術、技能の伝承が課題となっています。
- ⑤求職者等を対象とした短期訓練では、早期就職を目指し、スキルアップに取り組む求職者のため、 事務系や介護系の訓練を実施しています。

施策の展開

(1) 関係機関との連携による就業支援

- ①無料職業紹介所やふるさとハローワークにおいて、求職者の相談・職業紹介を行うほか、岩手県南、 宮城県北のエリアを対象とする中東北就職ガイダンスの開催や人材バンクを創設するなど求職者 の早期就業とUJIターン就職希望者の支援に取り組みます。
- ②特にも、若者の地元就職及び就業定着を支援するため、ハローワーク一関、ジョブカフェー関やいちのせき若者サポートステーションなど関係機関と連携し、キャリア教育の支援、高校生や高校教諭、大学関係者と企業との情報交換会や企業見学ツアー開催などに取り組みます。
- ③また、新入社員、人材育成担当者等を対象としたセミナーを開催し、就業定着と魅力ある職場づく りを支援します。さらに、地元企業に対し、正規雇用の拡大に向けた働きかけを行うとともに、新 規高卒者等の人材育成を支援します。
- ④職業訓練施設での求職者訓練等により、求職者のスキルアップや就業意識の啓発などを行い、早期 就職を支援します。
- ⑤働く女性、働きたい女性のスキルアップを図るため、セミナー等を開催するほか、関係機関と連携 し女性の就業支援に取り組みます。

(2) 勤労者福祉の充実

- ①勤労者が安心して働き、豊かな生活を送ることができるよう勤労者への福利厚生の充実を支援します。
- ②勤労者の生活安定を図るため、生活資金や住宅資金等の各種融資制度を継続するとともに、小規模 企業共済制度や中小企業退職金共済制度の普及に努めます。
- ③仕事と生活の調和や子育てとの両立など、国、県等の各種事業の促進や働きやすい労働条件の整備 を進めるよう企業等への啓発・情報提供を行います。

(3)能力開発と人材育成

- ①関係機関との連携により企業ニーズに合った職業訓練事業等を実施し、在職者及び求職者の知識や 技術習得を支援するとともに、職業能力開発の促進に努めます。
- ②特に、ものづくりに関する技術・技能の伝承を支援し、ものづくり産業の振興に努めます。
- ③ビジネスステージに応じた各種研修会等を実施し、企業の人材育成を支援します。

主な指標

	指標項目		指標の 説明	単位	現状 (H26)	目標 (H31)	現状把握の 方法	目標設定の 考え方
(1)	1	新規高卒者の 管内就職率数						
(3)	2	職業訓練施設に おける訓練修了 延べ人数						

市民の参画

(1) 関係機関との連携による就業支援

*地元「一関で働く」ことについての理解を深め、若者の地元就職及び就業定着を応援しましょう。 *地域や家庭などにおいて、女性が働きやすい環境づくりに努めましょう。

(2) 勤労者福祉の充実

*働きやすい環境づくりの理解を深めましょう。

(3)能力開発と人材育成

*ものづくり技術、技能の伝承への理解を深めましょう。

1-5 観光

現状と課題

- ①本市の観光入込客数は、各観光地の合計で210万人回に達しています。主な観光資源は、栗駒国定公園、厳美渓、猊鼻渓、夫婦石、室根山、一関温泉郷、みちのくあじさい園、花と泉の公園、館ケ森高原エリアなどです。主なイベントとしては、一関夏まつり、かわさき夏まつり花火大会、大東大原水かけ祭り、藤沢野焼祭、室根神社特別大祭などが代表的です。このように本市にはそれぞれの地域に特色ある景勝地や行楽地、温泉等の観光地が数多くあるとともに、各地域では四季を通じて、多彩な祭りやイベントが開催され、全国から観光客が訪れていますが、入込客数は伸び悩んでいます。
- ②観光地や祭り、四季を通じたイベント等の観光資源は、本市を全国に情報発信する上で大変有効な手段であり、地域の活性化を図る上で欠かすことのできない重要な要素の一つです。また、観光による 交流人口の増加を図ることは、新たな産業の創出にもつながるものと期待されます。
- ③より多くの観光客に来訪してもらうためには、本市全体のブランド価値を高めることが必要ですが、 観光資源の発掘と活用、観光拠点の整備、イベント等の開催とともに、市内外の観光資源及び観光施 設のネットワーク化を進めていくことが重要です。また、東北有数の観光地である平泉や松島等との 連携による観光ルートの開発や特産品、温泉、料理などの本市の特性を生かした魅力ある新たな観光 施策の展開を図っていくことも大切です。
- ④一関・平泉バルーンフェスティバルを開催するほか、本市のオリジナル熱気球「黄金の國 一関・平泉号」による体験搭乗会を市内外で開催するなど、熱気球を活用した観光客の誘客に取り組んでおり、更なる誘客の促進が求められています。
- ⑤中高生の修学旅行を含めた学習旅行などの体験型観光の需要は高まってきています。特にも、東日本 大震災沿岸被災地における防災教育は注目されており、沿岸被災地との連携を図っていく必要があり ます。
- ⑥一関地方のもち文化は、ユネスコ無形文化遺産に登録された「和食;日本人の伝統的な食文化」の伝 統食の例示として取り上げられ、もち食文化の情報発信の充実に努めています。
- ⑦観光客の受け入れには、道路や駐車場、案内標識等の交通基盤整備を進めるとともに、観光関係団体 との連携強化、観光ボランティアの育成等の受け入れ態勢の整備など「おもてなし」を充実すること が求められています。
- ⑧世界遺産「平泉」の関連資産である骨寺村荘園遺跡の PR とともに、増加が見込まれる外国人観光客への対応や歴史的価値の理解促進など、国際文化観光の振興が重要です。

施策の展開

(1) 観光資源の発掘及び活用

- ①新たな観光振興計画を策定し、本市の観光施策の具体的な方向を示すとともに、その推進に努めます。
- ②潜在している観光資源を掘り起こし、自然景観や温泉、郷土食や伝統芸能、地域の祭りなど特色あ

る観光資源と結びつけ、新たな観光ルートを開拓するとともに、PRに努めます。

- ③岩手県南及び宮城県北の広域圏をはじめ、栗駒山麓周辺市村や交流都市等との観光ネットワークを 形成し、平泉町など周辺市町村と一体となった滞在型観光の振興を図ります。
- ④滞在型観光の拠点として、美しい景観と温泉情緒が味わえる一関温泉郷の PR に努めます。
- ⑤情報照会への対応や観光情報の提供とともに、「一関の物産と観光展」などを通じて、特産品や魅力ある歴史や風土、優れた景観など、一関ブランドの発信に努めます。
- ⑥一般社団法人一関観光協会の観光案内所を本市の観光情報サービスの総合窓口として位置づけるとともに、観光案内機能の充実により観光客の視点に立ったサービス提供に努めます。
- ⑦熱気球を活用したイベントの充実と周知を図り、首都圏等からの観光客の誘客を推進します。

(2) 体験型観光の振興

- ①ユネスコ無形文化遺産「和食」の中で伝統食文化として紹介された一関地方のもち食文化を生かしたイベント、体験型観光の構築を図ります。
- ②ニューツーリズム協議会と連携した体験型観光の充実と世界遺産「平泉」や沿岸被災地の防災教育 と連携した教育旅行の誘致を推進します。

(3) 受け入れ態勢の整備

- ①市民一人ひとりが「おもてなし」の心を持つよう意識の醸成を図るとともに、市民主体の観光ボランティア活動を支援し、観光客の受け入れ態勢の充実に努めます。
- ②わかりやすい観光案内板の設置により、訪れる人、訪れたい人の視点に立った観光客の誘客に努めます。
- ③観光客の円滑な移動手段の確保のため、公共交通機関との連携を図ります。
- ④外国人観光客の受け入れ態勢を整え、外国人観光客の誘客に努めます。

(4) 骨寺村荘園遺跡の活用

- ①岩手県世界遺産保存活用推進協議会等と連携し、骨寺村荘園遺跡を活用した滞在型観光を推進します。
- ②骨寺村荘園遺跡の魅力を発信し、受け入れ態勢の充実を図ります。

主な指標

	指標項目		指標の 説明	単位	現状 (H26)	目標 (H31)	現状把握の 方法	目標設定の 考え方
	1	観光入込客数		万人・回 /年				
(1)	2	宿泊者数		万人/ 年				
	3	一関温泉郷入込客数		万人・回 /年				
(2)	4	観光ボランティア 養成講座受講者数						
(3)	5	外国人観光客入込数		人·回/ 年				

市民の参画

(1) 観光資源の発掘及び活用

- *郷土料理や伝統芸能などの継承を図りましょう。
- *観光地周辺の美化に協力しましょう。

(2) 体験型観光の振興

*新たな体験型観光の提案やプログラムづくりに参画しましょう。

(3) 受け入れ態勢の整備

*地元を案内する観光ボランティアに参画しましょう。

*一人ひとりが観光 P R に努めましょう。

(4) 骨寺村荘園遺跡の活用

*骨寺村荘園遺跡への理解を深めPRに努めましょう。

基本計画 2. みんなが交流して地域が賑わう活力あるまち

2-1 都市間交流・国際交流

現状と課題

- ①本市の姉妹都市は、福島県三春町、オーストラリア連邦セントラルハイランズ市、友好都市は和歌山県田辺市、埼玉県吉川市、宮城県気仙沼市であり、市民交流が継続的に行われています。これらの交流を全市域に広がりを持たせながら、双方の経済交流に結びつくような市民交流の促進に努める必要があります。
- ②また、今後さらなる国際交流と多文化共生の推進に向けて、市内国際交流団体等が連携して取り組むための仕組みづくりを検討する必要があります。
- ③本市の平成 26 年 10 月末現在の外国人の人口比率は、0.6%となっており、国籍では、中国、フィリピン、韓国・朝鮮が多くを占めています。外国人の人口比率は、平成 17 年末の 0.86%に比べると減少しています。日本に長期間居住する外国人の増加を受け、多文化共生社会の実現が求められていますが、文化の違いや言葉の障がいなどでコミュニケーションがうまくいかないなど、学校教育、市民生活、災害時の対応等、顕在化していないものも含めて課題があります。
- ④現在、各地域の国際交流団体等で日本語教室等、在住外国人の支援事業を実施しており、これらの事業を通じて交流が行われています。国籍に関わらず同じ地域に暮らす市民として良好な人間関係を築くことが大切であり、市民の活動を支援し啓発に努めることが必要です。
- ⑤加えて、ILCの誘致実現後の外国人研究者とその家族の受け入れ等への対応についても、国際交流団体が補完的な役割を果たせるよう支援しながら、市民と在住外国人がともに安心して暮らせる環境を整備する必要があります。

施策の展開

(1) 多様な交流活動の推進

- ①姉妹都市、友好都市については、その意義と役割を大切にしながら双方の市民交流の促進と拡大に 努めます。(災害時の相互応援など「絆」を強くします。)
- ②国際交流を目的とする各種団体や学校等の国際交流活動を支援し、市民による国際交流を促進します。
- ③市民を対象とした国際理解を深める講座を開設している団体への支援を図りながら、お互いの文化 の違いを認め合い、理解を深めるための啓発を行います。
- ④小学校における総合的な学習や特別活動の時間を活用するとともに、社会教育事業を通じて子供た ちの国際理解を深めます。
- ⑤留学生等のホームステイ等による受け入れ態勢の整備や留学生等と市民との交流機会の拡充を図ります。
- ⑥国際ボランティア活動への支援、協力について、市民の自主的な取組を促進します。

- ⑦国際交流団体等の連携組織の仕組みづくりを検討します。
- ⑧国際交流事業に関する事業情報について、総合的に発信する仕組みづくりを検討します。

(2) 在住外国人に優しいまちづくり

- ①国際交流団体等への支援を図りながら、在住外国人に日本語を指導できる人材育成のための講座や、 市民と在住外国人との交流の場を提供することにより、市民と在住外国人とがともに安心して暮ら せる環境の整備に努めます。
- ②市内で生活する在住外国人に対応するため、案内板の外国語表記やどの国の人でも理解できる「やさしい日本語」による情報提供の充実を図るなど、在住外国人が安全安心な生活ができる環境整備に努めます。

主な指標

	指標項目		指標の 説明	単位	現状 (H26)	目標 (H31)	現状把握の 方法	目標設定の 考え方
	1	姉妹都市、友好都市 等の交流回数						
(1)	2	国際交流団体数						
	3	国際交流団体の 連携組織数						
(2)	4	日本語教室の 開催回数						

市民の参画

(1) 多様な交流活動の推進

- *国内外の交流活動に積極的に参加し、活動内容を広く情報発信しましょう。
- *留学生等のためのホームステイ受け入れに協力しましょう。
- *ホームステイファミリーやホームステイ経験者は体験談を広く市民に伝えましょう。

(2) 在住外国人に優しいまちづくり

- *市民と在住外国人との交流活動に参加・協力しましょう。
- *日本語学習の機会を広めるため、日本語教室等に積極的に参加しましょう。
- *自ら、外国語を習得する講座に参加しましょう。

2-2 道路

現状と課題

- ①本市は、1,256.42 km²と県下第 2 位の面積を有しており、高速道路をはじめ、国道 (7 路線)、主要地 方道 (9 路線)、一般県道 (30 路線) などにより骨格的な道路ネットワークが形成されています。
- ②国道 4 号は、朝夕の交通渋滞が慢性化しており、交通事故対策事業等による早期完了が課題となっているほか、国道 4 号を補完し災害時の渋滞緩和を図る新たな南北の幹線道路の整備も課題となっています。
- ③東日本大震災における沿岸被災地への支援活動及び災害時の迅速な救援活動や救急活動のためには、 東西に広がる市域を横断し、沿岸部と内陸部を結ぶ国道 284 号や 343 号、さらに、本市から宮城県へ 通じる国道 342 号、456 号、457 号の急カーブ・急勾配の解消や狭隘部の改良など大型車両の通行に 支障のない道路の早期整備が課題となっています。
- ④広域的な幹線道路網や高速交通へアクセスする道路と、地域に密着し市民生活にとって関わりの深い 生活道路網の整備は、市民の利便性の向上を図るため、今後とも継続して各地域において推進する必要があります。
- ⑤児童生徒等歩行者の安全確保のための歩道の整備や防護柵、カーブミラー、交通標識等の設置など交通安全施設の整備、さらに、高齢者、障がい者対策として歩道のバリアフリー化などを推進していく 必要があります。
- ⑥これまでに建設した道路施設の老朽化が進行する中、市民の安全・安心と快適な道路環境を維持する 必要があります。
- ⑦また、良好な道路環境を維持管理していくため、地域住民の協力を得ながら協働で取り組んでいくことが必要です。

施策の展開

(1) 広域ネットワークの充実

- ①東北縦貫自動車道、三陸沿岸道路、みやぎ県北高速幹線道路とのアクセス向上を図ります。
- ②市内の拠点地区を結ぶ国道、主要地方道、一般県道の利便性・快適性を図ります。
- ③国道4号は、高梨交差点から一関大橋北交差点までの交通事故対策事業の早期完了、高梨交差点以 南の交通事故対策事業区間の拡大、大槻交差点から平泉バイパス南口交差点までの渋滞解消を図る 早期拡幅整備などを関係機関に働きかけます。
- ④国道 284 号は、室根バイパスの早期完成、石法華地区の整備促進などを関係機関に働きかけます。
- ⑤国道 342 号は、白崖地区の整備促進、白崖地区から宮城県境までの早期整備、大槻交差点から一関 東工業団地を経て、金沢地区までのルート変更などを関係機関に働きかけます。
- ⑥国道 343 号は、新笹ノ田トンネルの早期事業化、渋民地区線の国道昇格及び整備促進などを関係機関に働きかけます。
- ⑦国道 456 号は、大東・千厩・藤沢地域における改良整備等を関係機関に働きかけます。

- ⑧国道 457 号は、一関市萩荘地区における道路改築などを関係機関に働きかけます。
- ⑨県道は、主要地方道一関北上線(新柵の瀬橋の整備促進等)、一関大東線(柴宿から摺沢までの抜本的な改良整備等)、花泉藤沢線、弥栄金成線、本吉室根線などの整備促進のほか、一般県道の整備促進、国道4号を補完する西側ルートの整備などを関係機関に働きかけます。
- 一関・気仙沼間の地域高規格道路の早期実現を関係機関に働きかけます。

(2) 市内ネットワークの拡充

- ①市道や都市計画道路については、地域間の交流や公的施設へのアクセス、市街地の安全で円滑な交通の確保を考慮しながら、計画的、体系的な整備を進めます。
- ②市内の地域間を結ぶ道路網については、国県道を補完し、市民生活の利便性の維持・向上を図るよう、交通量や緊急度、道路網としての位置づけ等総合的に検討し、効果的・効率的な整備に努めます。
- ③地域に密着し市民生活にとって最も関わりの深い生活道路としての市道については、より市民の利便性の向上と安全を確保する整備に努めます。

(3) 安全・安心・快適な道路環境づくり

- ①交通量の多い幹線道路について、歩行者や自転車、車いす利用者の安全を確保するため、歩道の整備や段差解消、勾配緩和等を進めるとともに、児童生徒の通学時の安全を確保するため「一関市通学路交通安全プログラム」により通学路の安全対策の充実に努めます。
- ②県と連携しながら、きめ細かな除雪に努めるとともに、道路や道路側溝の損傷箇所を迅速に把握し、 補修するなど、事故等の発生防止に努め、橋梁、トンネル、道路付属物等の点検、診断、修繕、更 新により計画的な道路施設の長寿命化を図ります。
- ③交通案内標識への外国語表記を行うなど誰もが見やすくわかりやすい交通案内標識の設置や施設 等への誘導案内表示の設置など、利用しやすい交通環境の整備に努めます。

主な指標

	指標項目		指標の 説明	単位	現状 (H26)	目標 (H31)	現状把握の 方法	目標設定の 考え方
	1	市道改良率(全路線)						
(2)	2	市道改良率 (幹線市道)						
(2)	3	市道舗装率(全路線)						
	4	市道舗装率 (幹線市道)						
(3)	5	歩道設置済市道延長		km				

市民の参画

(1) 広域ネットワークの充実

*広域的な幹線道路の整備促進を要請する活動に協力しましょう。

(2) 市内ネットワークの拡充

*道路の新設や拡幅に当たっては、道路整備の計画づくり、用地協力や工事に協力しましょう。

(3) 安全・安心・快適な道路環境づくり

- *冬期の安全な交通を確保するため、道路の除雪に協力しましょう。
- *道路の草刈やごみ拾い、側溝清掃など身近な道路の維持管理について、地域住民の参加で取組を進めましょう。

関連施策

・5-8-2 交通安全対策の推進… (3)

2-3 公共交通

現状と課題

- ①広域的な活動、経済交流を活発化させるため、鉄道や高速バスによる広域的な高速交通の利便性を高める必要があります。
- ②世界遺産登録となった「平泉」をはじめ各地の観光地を訪れる観光客に対応するため、首都圏とのアクセス向上、速達化を図るなど更なる一ノ関駅の拠点性の向上が求められています。
- ③路線バスは、住民の生活の足を確保するために、国や県と共に民間運行事業者への補助金の交付や市が独自にバス事業を展開してきましたが、年々利用者は減少傾向にあり、それに伴い行政の財政負担は増加傾向にあります。
- ④路線バスの利用促進と運行の効率化による持続可能な公共交通体系が必要です。
- ⑤高齢化社会を迎えている今日、自宅からバス停までの移動が困難な交通弱者の外出は、従来の路線バスでは対応できない状況もあり、地域の実情に合った運行方式を選択して運行する必要があります。

施策の展開

(1) 公共交通機関の充実

①広域的な活動、経済交流を促進する高速交通の充実と一ノ関駅の交通結節点としての機能充実を図りながら、公共交通の充実による鉄道・バスの利便性向上を目指します。

(2) 生活交通の維持確保

- ①JR、民間路線バス、市営バス等の役割分担と、各交通機関との乗り継ぎの利便性を高めるなど、公共交通ネットワーク網の維持確保を目指します。
- ②市民の「生活の足」を確保していくため、地域(市民等)、事業者、行政がそれぞれの役割を果た しながら、連携、協働して公共交通を守り育てる体制を整えます。
- ③通院、通学、買い物など利用目的に配意したダイヤ編成やルート設定、フリー乗降区間の設定など、 利便性の向上によるバスの利用促進を図ります。
- ④人口密集地にはコンパクトな路線運営を、人口希薄地域には低コストでの利便性を確保するなど、 地域の実情に合った合理的な運行方式を導入して参ります。
- ⑤バス利用者の減少と財政負担の増加の現状を踏まえ、利用促進に努めながら、かつ、需要に応じた 合理的な運行を行い、財政負担の増加を抑えます。

主な指標

		指標項目	指標の 説明	単位	現状 (H26)	目標 (H31)	現状把握の 方法	目標設定の 考え方
(1)	1	一ノ関駅乗車数(1 日当たりの乗車数)						
(2)	2	平均乗車密度						

第5回総合計画審議会【資料No.17】

3	年間利用者数			
4	花泉駅、摺沢駅、千 厩駅乗車数(1日当 たりの乗車数)			

市民の参画

(1)公共交通機関の充実

*鉄道やバスなど公共交通機関を積極的に利用しましょう。

(2) 生活交通の維持確保

*自家用自動車の利用を減らすなどして、環境にやさしい公共交通の利用に努めましょう。

2-4 地域情報化

現状と課題

- ①少子高齢化が進み、社会構造が変化する中で、都市部と格差のない情報通信基盤を整備することは、 持続可能な地域社会の実現に向けて重要です。
- ②固定系超高速ブロードバンドサービス利用率は35%に留まっている(平成26年1月14日現在)ことから、今後は利用率を向上させ、ICT(情報通信技術)を有効活用することが必要です。
- ③コミュニティFM利用実態調査を平成 26 年度に行いましたが、放送を聞いていると回答した世帯が 54%と半数をやや超えた程度です。

施策の展開

(1)情報通信基盤の整備と活用

- ①公衆無線 LAN を整備するなど、ICT (情報通信技術) の利用促進に取り組みます。
- ②地上デジタルテレビ放送の受信対策に取り組みます。

(2)情報の発信と提供

- ①コミュニティ FM 放送などを活用し、地域に密着した身近な情報提供や緊急時、災害時の情報伝達を行います。
- ②マイナンバー制度によるマイナポータルを活用した行政情報の提供に取り組みます。

主な指標

	指標項目			単位	現状 (H26)	目標 (H31)	現状把握の 方法	目標設定の 考え方
(1)	2	コミュニティ FM 番 組を聞いている世帯 (全世帯に対する)		%				
(2)	1	マイナポータルの活 用		件				

関連施策

(1)情報通信基盤の整備と活用

* I C T (情報通信技術) への理解を深め、積極的に活用しましょう。

(2)情報の発信と提供

- *市民と行政、市民同士のコミュニケーションの基礎となる情報を的確に発信しあい、様々な情報を 共有しましょう。
- ・5-6-2 災害に強いまちづくり…(2)

2-5 地域づくり活動

現状と課題

- ①市民や各団体が進める多様な活動を支援するため、「いちのせき市民活動センター」を設置し、市民 活動団体からの相談受付や情報発信、市民活動講座の開催などを実施しています。
- ②平成27年4月からスタートした市民センターは、地域の生涯学習と地域づくりの拠点として位置付けており、さらなる地域との連携のもと、各地域の特性を生かした地域づくりが期待されます。
- ③また、いちのせき元気な地域づくり事業や地域おこし事業の実施により、地域の住民や各種団体が地域づくりに主体的に関わる機運が醸成されてきております。
- ④こうした状況を踏まえ、住民や各種団体等が、さらに活動しやすい環境を整えるとともに必要な支援 を行い、市民憲章の実現を図る必要があります。
- ⑤人口減少や少子化の要因の一つとして、未婚率の高さや晩婚化の問題が考えられます。結婚数の減少は、人口減少につながるものであり、人口減少を少しでも緩やかにし、地域の活性化を図る取組の一つとして結婚活動支援が求められています。
- ⑥イベントの参加状況や、結婚活動に対する個人の意識など、限られた範囲での事業実施には限界があるため、広域的な事業展開が求められています。
- ⑦様々な移住定住施策を展開し、ある程度の実績をあげることができましたが、多くの自治体が移住者 への支援の取組を実施するようになっており、市民の参画を得ながら、特徴ある新たな支援策を打ち 出すことが課題となっています。

施策の展開

(1) 地域づくり活動の啓発と意識醸成

- ①市民憲章の精神を生かした活動の展開に向けて、市民憲章の普及啓発に努めます。
- ②地域住民や各種団体の地域づくり活動への参加を促進します。

(2) 地域づくり活動の支援

- ①自治会、NPO、地域協働体等の活動を支援するとともに、各団体相互の連携促進を図り、市民主体のまちづくりを進めます。
- ②地域の住民や各種団体が、積極的に地域づくり活動に参加できるように、地域おこしづくりの意識 啓発と支援策を実施します。

(3) 結婚活動の支援と移住・定住の促進

- ①地域行事や地域活動への参加や自己啓発のための交流活動を通じ、人とのつながりの場、出会いの場を地域・市全体で作り上げていく環境づくりに努めます。
- ②結婚に対する個人の意思を尊重しながら、出会いの場の提供や結婚を希望する独身男女の後押しや サポートに努めます。

③結婚活動への支援は、近隣自治体と連携し、広域的な事業展開を図ります。

(4)移住・定住の促進

- ①移住・定住希望者のニーズに対応した地域情報に加え、豊かな自然、交通の利便性、実施している 施策など本市の魅力の積極的な情報発信に努めます。
- ②移住・定住者を支援する各種行政サービスを充実し、移住・定住を促進します。
- ③地域住民の移住・定住に対する理解を深め、地域住民と行政の協働による受入環境づくりを進めます。

主な指標

	指標項目		指標の 説明	単位	現状 (H26)	目標 (H31)	現状把握の 方法	目標設定の 考え方
(1)	1	地域づくり団体数		団体				
(2)	2	地域おこし事業実施 団体数		団体				
(3)	3	移住者実績						

市民の参画

(1) 地域づくり活動の啓発と意識醸成

- *市民憲章の精神を実践する活動に取り組みましょう。
- *一人ひとりが地域づくりの当事者として、地域づくり活動に参加しましょう。

(2) 地域づくり活動の支援

*地域づくり活動に取り組みましょう。

(3) 結婚活動の支援

*結婚活動の支援制度への理解と活用を進めましょう。

(4)移住・定住の促進

- *一関市に移住して生活したい人のために、利活用可能な空き家を「空き家バンク」に登録しましょう。
- *移住者の受入環境整備のため、行政と地域住民等との官民協働による支援体制をつくりましょう。

関連施策

- ・1-1-1 魅力ある農業と担い手づくり…(3)
- 2-6-1 コミュニティ意識の向上…(1)
- ・2-6-2 コミュニティ活動の充実…(1)、(2)
- · 5-1 医療···(3)

2-6 地域コミュニティ

現状と課題

- ①現代社会においては、少子高齢化と核家族化が進行しており、福祉、安全などが地域課題として挙げられています。これらの地域課題に対し、地域コミュニティによる対応が期待されていますが、基盤となる自治会等においても構成員の高齢化や人材不足、役員のなり手がいないなど、それに対する対応などが必要となっています。
- ②このような状況の中、地域課題を共有しその解決を図るための地域コミュニティの自主的な連携組織として、地域協働体の組織化が進んできていますが、活力ある地域コミュニティを実現するため、住民一人ひとりが地域づくりの当事者として、主体的に参画する意識の向上を図りながら、地域の連携をより深めていく必要があります。
- ③住みよいまちづくりを進めるためには、地域コミュニティの基盤となる自治会等の果たす役割がより 重要となってきております。
- ④しかしながら、少子高齢化や価値観の多様化、ライフスタイルの変化など、地域社会の環境の変化は、 構成員の高齢化や人員不足、後継者不足、活動の低迷など自治会運営にも影響を与えている現状にあ ります。
- ⑤今後、地域コミュニティ活動を活性化するためには、地域コミュニティの基盤である自治会等の組織の強化充実を図るとともに、地域コミュニティの連携組織である地域協働体などによる地域協働の取組が重要になっております。

施策の展開

(1) コミュニティ意識の向上

①市民一人ひとりが地域づくりの当事者として、地域課題など自らの地域の状況を認識し、その解決 に向けた取組に参画するなど、地域コミュニティ意識の向上とともに、地域の連携の強化を図りま す。

(2) コミュニティ活動の充実

- ①地域コミュニティの基盤である自治会等の活動やコミュニティ活動の拠点となる自治集会所等の 整備を支援します。
- ②地域協働体が取り組む自主的な地域づくり活動を支援します。

主な指標

指標項目		指標の 説明	単位	現状 (H26)	目標 (H31)	現状把握の 方法	目標設定の 考え方	
(1)	1	市民センター管轄 区域数に対する 地域協働体の設立数		団体				

(2)	2	自治会等登録団体に 占める事業実施団体	%		
		の割合(%)			

市民の参画

(1) コミュニティ意識の向上

- *地域のことを知り学び、地域課題の共有と解決策の話し合いを行い、コミュニティ意識を高めていきましょう。
- *あいさつ運動を実践しながら、地域のコミュニティ意識を高めましょう。

(2) コミュニティ活動の充実

- *地域の自治会活動や地域づくり活動に参加しましょう。
- *コミュニティ組織相互の交流と連携を深め、まちづくりの輪を広げていきましょう。

基本計画 3.自ら輝きながら次代の担い手を応援するまち

3-1 子育で

現状と課題

- ①少子高齢化、核家族化、地域のつながりの希薄化等により、出産や育児に対して身近な親族や近隣等の協力が得られにくくなっており、子育て経験者、高齢者、子育てボランティア等と子育て関係機関の連携を強化し、地域の人たちが子育てへ関心を持ち、理解を深めて、地域全体で子育て家庭を支えていくことが必要です。
- ②妊娠、出産に関する正しい知識の普及や健康面のサポート、周辺環境や情報面のサポートが必要とされており、妊娠、出産、育児についての総合的な情報提供や活動、相談できる子育て支援の拠点となる施設や環境が求められています。
- ③近年、核家族化や地域コミュニティの希薄化に伴い、子育てへの不安やストレスを抱えやすくなっています。子どもの育ちとともに親自身も成長し、学ぶことができる身近で気軽に利用可能な相談窓口を設置し、子育てが楽しく感じられるような親支援を図る必要があります。
- ④就学前児童に対する教育・保育サービスに引き続き、保護者の就労等で昼間、放課後等において家庭 に保護者のいない児童に対し、安心、安全な居場所を提供する必要があります。
- ⑤幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な時期であることから、子どもたちに質の高い教育・保育の提供を行うとともに、保護者や地域の子育て力の向上を支援するため、教育・保育の一体的運営の推進を図る必要があります。
- ⑥女性の社会進出の増加等により、教育・保育や子育て施策に対するニーズも多様化し、それに応えられるサービスや提供体制が求められています。

施策の展開

(1)妊娠・出産・子育て支援の充実と環境づくり

- ①妊娠、出産、子育てに係る相談、支援の強化を図り、母子保健事業の充実や子育てをする親の悩み を気軽に相談できる窓口の確保と体制の確立を図り安心して子どもを生み育てる環境づくりを目 指します。
- ②子どもを希望しているものの子どもに恵まれないため、特定不妊治療を受けている夫婦に対し治療 費の一部を助成し、経済的負担の軽減を図ります。
- ③妊婦健康診査、乳幼児健康診査や各教室、家庭訪問などを通じて、子どもの健全な成長と子育ての 相談支援を行います。
- ④また、育児に対する負担感が大きい産後間もない産婦を対象に、産後サポーター、育児支援サポーターを派遣し産後の体力回復や育児の不安軽減を図り、精神的身体的に安定した状態で子育てできるようにサポートをします。

- ⑤子育て支援の相談窓口を一本化するとともに、ワンストップサービスを目指します。
- ⑥乳児家庭全戸訪問事業や養育支援訪問事業など切れ目のない支援により、子育てに対する不安解消 に努めます。
- ⑦ファミリーサポートセンターの会員登録の促進を目指します。
- ⑧医療費の助成や全ての階層における保育料の軽減など、子育て家庭の経済的な負担を軽減し、子どもたちが心身ともに健やかに成長できるよう支援を行います。
- ⑨仕事と子育ての両立ができるよう事業所における育児・介護休業制度、子どもの看護のための休暇 制度の普及を図るとともに、制度を活用しやすい子育てにやさしい職場環境づくりを推進します。

(2) 幼児教育及び保育環境の充実

- ①保護者等のニーズを適確に捉えた上で幼稚園施設と保育施設の設置状況や待機児童解消の効果など、地域の実情を踏まえ、幼稚園の認定こども園への移行を推進します。
- ②各園の教育目標に基づき、ことばに関わる教育やALTの派遣による外国語に親しむ機会の提供など、質の高い特色ある教育活動を推進します。
- ③幼稚園や保育園での活動の場への保護者の参加を促し、子育てに対する認識および理解の向上を図り、子育ての喜びを実感する機会の提供に努めます。
- ④延長保育、一時保育、障害児保育、休日保育、病後児保育など、さまざまな保育ニーズへのきめ細かな対応に努めます。

(3) 児童育成支援の環境整備

- ①子育て経験者、高齢者、子育てボランティア等と子育て関係機関の連携を強化し、市民の子育てへの理解を深め、地域での子育て力の向上に努めます。
- ②地域のニーズを的確に捉え放課後児童クラブの設置の促進を図るとともに、事業運営を行う団体などに必要な財政支援等を行います。また、放課後子ども教室との連携などにより、地域との交流を図ります。
- ③児童が放課後に安全に活動できる居場所を確保するため、地域住民の協力を得ながら、放課後子ど も教室を設置します。
- ④児童虐待のない地域づくりに向け、発生予防、早期発見<u>・</u>早期対応、相談<u>・</u>対応機能の充実及び再発防止のために関係機関との連携強化を図ります。

主な指標

	指標項目		指標の 説明	単位	現状 (H26)	目標 (H31)	現状把握の 方法	目標設定の 考え方
	1	妊婦一般健康診査 受診者数						
(1)	2	乳幼児健康診査 受診者数						
	3	利用者支援窓口数						
	4	ファミリーサポート センターの会員数						
(2)	5	放課後児童						

		クラブ設置数			
(9)	6	認定こども園への 移行数			
(3)	7	特別保育事業の 実施状況			

市民の参画

(1) 妊娠・出産・子育て支援の充実と環境づくり

- *子育ての不安を解消するため、乳幼児健診や子育て相談を積極的に活用しましょう。
- *地域で子育てを支援するボランティア活動に参加しましょう。

(2) 幼児教育及び保育環境の充実

- *PTAや保護者会の活動を通じ、教育・保育活動の場に参加し、子育て支援についての理解を深めましょう。
- *子育てに関する各種制度の内容や趣旨を理解し、職場全体で子育てに協力しましょう。

(3) 児童育成支援の環境整備

- *地域で子育てを支えるよう、異世代交流を積極的に図りましょう。
- *放課後子ども教室の運営に協力しましょう。

3-2 義務教育・高等教育等

現状と課題

- ①確かな学力を育むため、児童生徒一人ひとりに応じたきめ細かな指導や体験的、問題解決的な活動の 充実を図るとともに、自ら学び、考え、行動する「生きる力」の育成や豊かな人間性を育むための心 の教育が求められています。
- ②ことばの力やコミュニケーション能力、情報活用能力や国際感覚、児童生徒の職業観や勤労観など、 これからの社会を生き抜く力の育成が求められています。
- ③子どもたちを取り巻く環境は、不登校やいじめ、児童虐待などが見受けられ、学校と家庭、地域社会 との連携を、より緊密にした取組が求められており、地域に開かれた学校運営を進め、地域ぐるみで たくましく元気な子どもの育成に向けた活動を展開していくことが重要です。また、子どもが事件や 事故に巻き込まれないよう、登下校時の安全確保が求められています。
- ④児童生徒数の推移を踏まえ、地域の合意形成を図りながら、より良い教育環境の確保に向けた学校規模の適正化が必要です。また、老朽校舎等の改修、バリアフリー化など、学校施設の整備が求められています。
- ⑤高等学校、高等教育機関は、地域の産業・経済・教育・福祉・文化など、幅広い分野の振興に大きな 役割を果たしており、地域に根ざした特色ある教育機関として発展していくためには、地域にある自 然や施設、人材などの教育資源を有効に活用する一方で、研究成果や情報などの知的資源の地域への 還元や公開講座の開催など、地域と高等教育機関がお互いに支え合う関係を構築していく必要があり ます。また、時代に合わせた個性と創造力あふれる人材の育成に向けた施策の展開など、特色のある 取組が求められています。
- ⑥高等教育機関等を取り巻く環境は、急速に進む少子化などにより大きく変化しているが、四年制大学 の実現やモノづくりの技能を習得できる高等教育機関の充実が期待されています。

施策の展開

(1)教育内容の充実

- ①子どもたちの個性を大切にしながら、社会の変化に対応できる確かな学力とたくましく心豊かな人間性を培い、これからの社会を生き抜くことのできる人づくりを目指します。
- ②市独自の学力検査や国、県が実施する学力調査を分析し、児童生徒一人ひとりへのきめ細かな指導 により学力向上を図ります。
- ③授業の到達目標を児童生徒が共有し、いきいきと学び、基礎的基本的な知識や技能を確実に身に付けるため研究実践を通して授業改善を図ります。
- ④道徳の時間や自然体験、社会体験などの体験活動の充実を図りながら、学校教育活動全体を通して、 豊かな心の育成に努めます。
- ⑤体力は人間のあらゆる活動の源であることから、積極的に体力の向上に努めます。
- ⑥ことばと出会い心を豊かにする学び、ことばの響きやリズムを楽しむ「ことばの力」を育む学習活

動を推進します。

- ⑦地域の先人や歴史、文化などを題材とした地域への関心と郷土に誇りを持たせる教育の推進に努めます。
- ⑧学校図書館が、読書センターと学習・情報センターとしての機能が果たせるよう、学校図書の充実 を図るとともに公共図書館との連携を強化し、児童生徒が読書活動に親しむための環境整備に努め ます。
- ⑨ I C T (情報通信技術) の活用による授業の改善を図るとともに、情報の活用方法や情報モラルについて指導します。
- ⑩最先端技術科学体験等を通じて、科学に対する興味や関心を高める環境づくりに努めます。
- ①子どもたちの国際性を養うため、小学校外国語活動や中学校外国語教育の充実など国際的なコミュニケーション能力の養成と異文化理解に努めます。
- ②健康教育を推進するとともに、正しい生活習慣の形成を重視し、生涯の食習慣と健康な体力づくり につながる食育を推進します。
- ⑬環境問題への理解を深め、環境を守る実践力を育む環境教育を推進します。
- ④障がいのある児童生徒を、組織的に支援するとともに、一人ひとりの可能性を引き出す特別支援教育の充実を図ります。
- ⑮ことばの発音や話し方について、幼児、児童のための言語指導を実施するとともに、不安や悩みを 持つ保護者の相談体制の充実に努めます。

(2) 地域の連携強化と学校運営の充実

- ①登下校時の安全確保を図るため、スクールガードリーダーの配置や地域ボランティアなどの協力を 得て地域社会全体で、子どもたちを見守り育てていく環境づくりを進めます。
- ②地域の人材をゲストティーチャーや学校支援ボランティアとして活用し、地域の力を生かした学校 運営や学習活動の充実に努めます。
- ③不登校やいじめなどの相談に適切に対応するため、スクールカウンセラーや適応支援相談員を配置するなど、学校の教育相談体制の充実を図るとともに、適応支援教室での指導、相談を行い、学校 復帰に向けて支援します。
- ④児童生徒指導連絡会議や、いじめ問題対策連絡協議会を開催し、関係機関等との連携のもと、いじめや非行の早期発見、未然防止に努めます。
- ⑤生徒の職業観、勤労観を育成するため、発育段階に応じたキャリア教育に取り組み、地域の教育力を生かした職場体験学習を実施します。
- ⑥福祉施設の訪問や高齢者との交流、地域の清掃活動などの体験を通じ、ボランティアや思いやりの 心を培う教育を実践します。
- ⑦学校給食に地場産品を積極的に活用するなど、地域への理解を深める教育を進めます。
- ⑧学校評議員制度等の活用により、地域とともに歩む学校づくりを一層推進し、学校運営の充実に努めます。
- ⑨望ましい教育のあり方の創造に向け、市内の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、高等教育機関相 互の連携強化を促進します。

(3) 教育環境の整備充実

- ①校舎や屋内運動場等を改修するなど、学校施設の安全安心の確保を図ります。
- ②ユニバーサルデザインの観点から施設のバリアフリー化に努めます。
- ③望ましい教育環境のあり方を考慮した上で、地域の実情を勘案しながら、小中学校の統合等により 学校規模の適正化に努めます。
- ④学校統合等に伴う遠距離通学児童生徒には、スクールバスの運行などにより通学手段を確保すると ともに、老朽化したスクールバスの更新を図ります。
- ⑤情報教育機器や教育設備備品、図書の充実など、学校教材等の充実に努めます。
- ⑥体育、文化等の活動において、優れた成績を収めた市内の学校に在学する児童、生徒、学生を顕彰 し、意欲の向上を図ります。
- ⑦調理業務の民間委託など効率的な運営と徹底した衛生管理による安全安心な学校給食の提供に努めます。
- ⑧経済的理由により就学が困難な児童生徒の保護者の負担を軽減し、子どもたちの就学を支援します。

(4) 高等教育機関等の充実

- ①将来を担う若者たちが優れた専門能力や豊かな人間性を培うことができるよう、高等教育機関等に おける教育環境や教育内容の充実を支援するとともに、産業振興や地域の活性化に寄与する取り組 みを目指します。
- ②国際化、高度情報化などの新しい時代に即応できるよう、高等教育機関等の教育内容の充実を働きかけます。
- ③高等教育機関が有する専門的な知識、技術を地域社会に生かすため、学校の公開講座等の開催を促進します。
- ④産業の活性化に向けた産学連携の取り組みをはじめ、生涯学習や地域活性化など、様々な分野での 地域との連携を促進し、高等教育機関が有する知的資源のまちづくりへの還元を図ります。
- ⑤高等教育機関等が取り組むインターンシップなどの実践教育やシンポジウムなどの研究活動の啓発を図り、有為な人材の育成を地域ぐるみで行う環境づくりを促進するとともに、高等教育機関等の充実強化を支援します。
- ⑥高等教育機関の充実を図るため、独立行政法人一関工業高等専門学校専攻科の充実に向け要望を行います。
- ⑦ものづくりの技能を習得することができる高等教育機関等の充実に努めます。
- ⑧市内高校生にとって修紅短期大学や国際医療福祉専門学校、一関看護専門学校など地元高等教育機関への進学が選択肢となるよう、各校の情報提供に努めます。
- ⑨奨学金制度の充実を図り、経済的理由により修学が困難な学生に対して学業が継続できるよう支援 します。

主な指標

第5回総合計画審議会【資料No.17】

		指標項目	指標の 説明	単位	現状 (H26)	目標 (H31)	現状把握の 方法	目標設定の 考え方
(2)	1	小中学校屋内運動場 の耐震化率						
(3)	2	小中学校屋内運動場 の耐震化率						

市民の参画

(1)教育内容の充実

- *授業に集中できる子どもたちの育成を図るため、家庭では、生活時間や食事など、規則的な日常生活習慣を身につけさせましょう。
- *あいさつ運動の実践に参加しましょう。

(2) 地域の連携強化と学校運営の充実

- *家庭や地域、学校の連携を深め、子どもたちの安全確保と、いじめや非行などの問題を未然に防ぎましょう。
- *地域住民の豊富な社会経験を生かし、地域の中で子どもを育てましょう。

(3)教育環境の整備充実

- *良好な教育環境を維持していくため、環境整備活動、図書ボランティア、登下校見守りなどの支援活動に参加しましょう。
- *より良い教育環境を検討する会議等に積極的に参加しましよう。

(4) 高等教育機関等の充実

*高等教育機関が実施する公開講座などに参加し交流を深めましょう。

3-3 青少年の健全育成

現状と課題

- ①青少年の価値観は多様化しており、個人主義的な価値感が広まり個人志向が強くなっていることから、 周りとの協調性に欠けることが指摘されています。
- ②インターネットや携帯電話の普及により、簡単に情報が入手でき、他者との関わりが薄れ、コミュニケーション能力が育まれない状況にあります。
- ③核家族化や少子化、情報化が進行する中で、生活体験、社会体験が不足したり、家庭、学校、地域内におけるコミュニケーションが不足したりしています。
- ④社会的自立が困難な青少年を効果的に支援するため、関係機関等の連携を強化し、引き続き、必要な 支援を提供できる体制を整備する必要があります。
- ⑤家庭、学校、地域、行政が一体となって、青少年が社会の一員として活躍できるまちづくりに取り組んでいくことが大切です。
- ⑥地域においては、心豊かで地域、社会に貢献できる青少年を育てていくため、青少年を含めた世代間 交流を行うなど、地域全体で青少年を健全育成する意識を持たせる取組を行うことが必要です。

施策の展開

(1) 青少年健全育成に関するネットワークの整備

- ①青少年健全育成を目指し、核家族化や少子化、生活様式の変化など、社会情勢の変化に伴い生じる 青少年問題を的確に捉え、家庭・学校・地域・行政及び青少年関係団体が一体となって青少年健全 育成を推進します。
- ②ニートやひきこもりなど社会的自立が困難な青少年への相談体制の充実を図るとともに、関係機関等の連携により自立を支援します。

(2) 青少年の社会参加機会の充実

- ①青少年が地域の一員として自主性や社会性を持って、その個性や能力を発揮することができるよう、 学校と協力しながら青少年のボランティア活動や地域活動への参加を促進します。
- ②青少年がリーダーシップを磨く研修の実施や派遣など、地域青少年活動の中核を担う人材の育成を 図ります。
- ③地域や青少年活動団体等との協働により、一体となって青少年の自立を促し、生きる力を育むため、 自然体験、生活体験等のさまざまな体験活動の機会の提供に努めるとともに、地域の歴史や文化に 対する理解を深め、情操の育成と伝統を継承する機会の提供に努めます。

主な指標

指標項目	指標の	単位	現状	目標	現状把握の	目標設定の
拍标块口	説明	甲亚	(H26)	(H31)	方法	考え方

(2) 1 少年事業参加人数

市民の参画

(1) 青少年健全育成に関するネットワークの整備

- *青少年の健全育成に取り組む各種ボランティアに参加しましょう。
- *世代を越えた交流などを通し、地域で子どもの見守りに取り組みましょう。

(2) 青少年の社会参加機会の充実

- *幼少期から地域行事に楽しく参加できる機会をつくりましょう。
- *日常のあいさつや問題行動に対する忠告など、青少年への声がけを行いましょう。

3-4 生涯学習

現状と課題

- ①生涯学習の基本は、市民一人ひとりが意欲と主体性を持って計画し、参加することです。高等教育機関や専門学校、関係団体と連携し、市民の自主的で多様な学習活動を助長していくことが必要です。また、生涯学習を単に学習活動にとどめず、市民の行動につなげていくことによって、市民の積極的な地域貢献意識を醸成し、地域づくりにつなげていくことが望まれています。
- ②平成 27 年 4 月から、公民館は市民センターとなりましたが、市民センターへの移行は、これまでの 地域の生涯学習の拠点としての公民館の機能に地域づくりの拠点としての機能を加えることで、生涯 学習に係る学びと地域づくりを一体化し、地域の特性を生かした地域づくりを進めていくものです。 地域課題の解決のための人材の育成はこれまで以上に求められています。
- ③市民センターでは、市民に広く開放された各種学習講座が提供され、市民が生涯にわたり学習を行っていく環境が整備されています。しかし、受講者は高齢者が多く若年層などの参加は少ない傾向にあります。そのため、市民の学習ニーズを把握しながら、幅広い年齢層に魅力ある講座を提供することが必要です。
- ④また、講座の内容は、個人の関心や興味に沿ったもののほか、社会における諸課題に対応するため、 社会共通の課題に取り組むことも必要です。少子高齢化と人口減少や住民意識の多様化などにより、 基礎的コミュニティの弱体化が生じているなど地域を取り巻く現状を把握、分析し、緊急性や重要性 を考慮しながら、取り組むべき課題を絞り込み、地域で共有するとともに、課題を解決するための活動に取り組む人材を育成することが重要です。
- ⑤また、市民センターは、地域による指定管理ができる施設です。社会教育事業は指定管理者となる地域協働体が担うこととなった場合、研修等により知識や技術の向上を図る必要があります。
- ⑥市内には8つの図書館があり、それぞれが独立し、地域の特色を生かした資料収集や図書館サービスを提供しています。こうした地域ごとの運営は、一関市の魅力の一つとなっていますが、各図書館の広域的な連携強化が求められています。また、生涯学習の拠点として、引き続き市民の読書や学習、研究等の多様なニーズに応えるためには、資料の充実や提供、専門職員の充実とともに、市民が図書館をサポートする仕組みづくりも求められています。
- ⑦博物館では、「一関のあゆみ」「舞草刀と刀剣」「玄沢と蘭学」「文彦と言海」「一関と和算」の5テーマの常設展と企画展により、地域の歴史と文化について学ぶ場を提供していますが、より多くの市民に学ぶ機会を提供することが求められています。また、市民が世代を超えて自主的、主体的に学びながら交流を深める施設として、市民ニーズに応える多様な講座、講演会、体験学習、見学会などを提供していくことが重要となっています。

施策の展開

(1) 生涯学習環境の充実

①子ども、保護者、学校、地域、行政の連携により生涯各時期に応じた学習事業の推進を図ります。

- ②市民センターは、地域住民の生涯学習活動の拠点として、地域や民間団体、市民センター間とのさらなる連携を図りながら地域ニーズを踏まえた事業を展開し、地域課題の解決に向けた学習活動の 充実を図ります。
- ③地域協働体が市民センターの指定管理者となる場合には、研修等により職員の社会教育に関する知識や技術の向上に努めます。

(2) 生涯学習活動への支援

- ①市民との連携を深めた効果的な生涯学習の展開に努めるとともに、生涯学習活動を地域づくりの中心の一つと位置付け、地域づくりに取り組む人材や団体の育成を図ります。
- ②生涯学習関連施設において、特色ある学習講座を展開するとともに、生涯学習に関する各種の情報 を共有できるネットワークづくりを進め、市民への学習情報の提供に努めます。
- ③多様なライフスタイルに対応した、生涯学習の活動機会の拡充を図るとともに、その学習環境を整備し、市民の生涯にわたる自主的な活動の支援に努めます。
- ④市民が生きがいを持って活動することができるよう、各学習講座の運営協議会等による自主的な活動の支援に努めます。
- ⑤市民が生涯学習で得た知識や技術を生かすとともに、まちづくり活動を通して自己を表現できる環境を整備します。
- ⑥子どもの発達段階や家庭環境に応じた適切な学習機会や学習情報の提供を行うなど、生涯学習の原 点として重要な役割を担っている家庭教育の充実を図ります。
- ⑦地域協働体の育成に努め、地域協働体とともに地域づくりに資する事業を行います。

(3) 図書館機能の充実

- ①市民の学習ニーズに対応したサービスを提供するとともに、各地域の特色を生かした図書館運営を 推進します。
- ②図書館が地域の情報拠点となり、すべての市民が必要な情報を容易に入手することができるよう、 各図書館が地域の歴史や文化を踏まえた特色ある資料の収集に努めるとともに、専門職員の充実を 図り、誰もが利用しやすい読書環境の整備に努めます。
- ③図書館と学校、博物館などとのネットワーク化の検討を進め、学校と生涯学習に関わる施設が緊密 に連携し合い有機的に機能することにより、多様化する学習ニーズや課題に対応した学習機会の拡 充に努めます。
- ④幼児、児童を対象としたおはなし会の開催やその保護者を対象とした読み聞かせ講習会の開催など、 図書館と家庭が連携し、子どもが読書に親しみやすい環境づくりを推進するとともに、学校図書館 との連携強化を図ります。
- ⑤高齢者や体の不自由な人が容易に図書館サービスを受けることができるよう大活字本、音声資料、 点字資料の充実など、読書環境の整備を進めます。
- ⑥市民との協働による図書館運営を推進するため、子どもの読書支援や図書館資料の配架、書架整理、 施設の美化を行う図書館サポーターを養成します。

(4) 博物館機能の充実

- ①常設展は、テーマ資料の展示替えを行いながら、地域の歴史や文化に関する学習活動を支援します。
- ②博物館と芦東山記念館、石と賢治のミュージアム、大籠キリシタン殉教公園との連携により、巡回 博物館、移動博物館を開催し、学ぶ場を提供します。
- ③出前時講座、出前授業により、市民センターや学校と連携して、市民、児童生徒が地域の歴史や文化を学ぶ機会を提供します。

主な指標

	指標項目		指標の 説明	単位	現状 (H26)	目標 (H31)	現状把握の 方法	目標設定の 考え方
(1)	1	市民センターでの生 涯学習活動利用者数						
(2)	2	市民センターでの生 涯学習活動利用者数						
	3	図書館利用登録者数		%				
(3)	4	図書館貸出冊数		冊・点/ 市民一 人あた り				

市民の参画

(1) 生涯学習環境の充実

*地域の市民センターで開催される学習講座に積極的に参加をしましょう。

(2) 生涯学習活動への支援

- *生涯を通して自己を高め続けていくため、自主的な生涯学習に取り組みましょう。
- *自己の経験や能力を生かして、生涯学習の講師役やリーダーとなって学び合う活動を進めていきましょう。
- *生涯学習に取り組む市民団体、グループに参加して活動をしましょう。

(3) 図書館機能の充実

- *地域の情報拠点である図書館を積極的に利用しましょう。
- *幼児期から読書に親しむ習慣が身に付くよう、子どもへの本の読み聞かせを心がけましょう。
- * 読み聞かせボランティア、子どもの読書支援や図書館資料の配架、書架整理、施設の美化を行う図書館サポーターなどの市民活動に参加しましょう。

(4) 博物館機能の充実

*博物館等で開催される講座、講演会、体験学習に積極的に参加しましょう。

関連施策

平成 27 年 10 月 15 日 (木) 第 5 回総合計画審議会【資料No.17】

・2-5-2 地域づくり活動の育成支援と活動支援…(1)、(2)

3-5 文化芸術・スポーツレクリエーション

現状と課題

- ①文化芸術団体においては、構成員の高齢化等により活動が困難となる団体があります。一方で、生活 スタイルの多様化等により、団体に属さない個別の活動も見受けられます。文化芸術団体の活動は地域の人と人とのつながりをつくる役割を果たしてきており、引き続き発表の機会を提供する等の支援 が求められています。
- ②また、文化施設においては、市民の多様なニーズに対応した各種事業の充実等が求められています。
- ③本市では、スポーツ教室やスポーツレクリエーション活動などの生涯スポーツが活発に行われています。誰もが参加できる生涯スポーツは、市民の健康づくりや交流の場として重要な役割を果たしており、ライフスタイルの多様化等に伴って、そのニーズはますます高まることが予想され、「いつでも、どこでも、いつまでも」活動を行うことのできる環境の整備が求められています。
- ④年齢や体力にあわせて、気軽に楽しめる生涯スポーツから、本格的に取り組む競技スポーツまで、幅広く市民のニーズに合った多様な形態のスポーツ等を振興していくとともにスポーツ施設の環境整備が必要となっています。そのため、各種競技スポーツ団体や自主活動団体の活発な活動の促進とあわせ、子どもから高齢者まで、幅広い層のニーズに対応できる指導者の養成や老朽化するスポーツ施設の修繕、維持管理などが課題となっています。

施策の展開

(1) 文化芸術活動の振興

- ①多くの市民が文化芸術活動を通じて、人と人とが交流できるまちを目指します。文化施設では、相 互の連携を図りながら、各種講座等の開催や講演、展覧会事業の充実を目指します。
- ②地域の特性を生かした文化芸術活動等、団体の自主的な活動への支援と活動を通じた交流が図られる環境づくりに努めます。
- ③音楽や演劇、美術など優れた芸術を身近に楽しむことができる環境整備を進めます。
- ④文化施設においては、市民ニーズに対応した各種事業の充実に努めます。

(2)スポーツレクリエーション活動の推進

- ①誰もが生涯を通じ、いつでもどこでも気軽にスポーツに親しめる社会の構築を目指して、生涯スポーツ振興計画を策定し、その推進に努めます。
- ②子どもからお年寄りまで、誰もが気軽に楽しむことができるニュースポーツやスポーツレクリエーションを普及し、市民の健康づくりやコミュニケーションづくりを促進します。
- ③体育協会等との連携を強化しながら、スポーツの指導者やスポーツ団体を育成し、スポーツの技術 力の強化を図ります。
- ④市や体育協会のホームページや広報紙などでスポーツ施設やスポーツ行事等をPRし、市民がスポーツを楽しむ動機づけやスポーツに親しむ情報を提供していきます。

- ⑤各種スポーツ大会の開催や、大規模な競技大会の誘致に努め、競技力の向上を図るとともに、地域 の活性化に結びつけます。
- ⑥既存のスポーツ施設の活用や学校体育施設の開放により、身近にスポーツを楽しむことができる環境を整備します。

主な指標

	指標項目		指標の 説明	単位	現状 (H26)	目標 (H31)	現状把握の 方法	目標設定の 考え方
(1)	1	文化センター 利用件数		件				
(1)	2	芸術鑑賞事業の 鑑賞者数		人				
	3	スポーツ教室 参加者数						
(2)	4	スポーツ施設 利用者数						

市民の参画

(1) 文化芸術活動の振興

*優れた文化芸術を鑑賞するなど、文化・芸術活動に参加する機会を広げましょう。

(2) スポーツレクリエーション活動の推進

- *日常的にスポーツを行うように心がけましょう。
- *スポーツ教室や大会に参加してスポーツの仲間づくりをしましょう。
- *各種の市民スポーツ団体の活動に参加し、交流の輪を広げていきましょう。

3-6 人権・男女共同参画

現状と課題

- ①誰もが自由で平等に、そして幸せな生活を送るためには、基本的人権の尊重が何よりも大切です。基本的人権は、「侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる」として、憲法で保障されています。近年は、国際化、情報化、高齢化等の進展により新たな人権問題も生じています。
- ②さまざまな人権問題について認識を深め、関係機関と連携して、人権課題への対応や取組を推進して いくことが必要です。
- ③男女共同参画社会の実現は、あらゆる人々の共通認識であるにも関わらず、働く女性のみの課題として認識されることが多い上に、男女の不平等感、固定的な性別役割分担意識が依然として根強く残っており、また、意思決定過程への女性の参画の遅れや、仕事と家庭・地域活動の調和について、意義や効果が十分理解されているとはいえません。
- ④市民アンケートでは、男女の地位について「男性の方が優遇されている」との回答が 58.7%となっています。また、男女共同参画社会を築いていくために重要なこととして、「固定的な社会通念、慣習、しきたりを改める」37.2%、「仕事と生活の調和(ワークライフバランス)」21.9%となっています。このことから、男女共同参画意識の浸透がもっとも重要であるとともに、男性中心型労働慣行等を前提とした従来の働き方を見直し、仕事と生活の調和の実現に向けた取組も必要です。
- ⑤人口減少、少子高齢化、経済、防災・復興、まちづくり、子育て等多様な地域課題の解決において、 男女共同参画の視点を取り入れることが不可欠です。市民が共に男女共同参画の意義、必要性を理解 し、家庭・地域・職場などさまざまな場においてそれぞれの人権を尊重し、性別にかかわらず個性と 能力が発揮できるようにしていくことが求められています。

施策の展開

(1) 人権教育と人権啓発の推進

①学校や地域、職場における人権教育を推進するとともに、人権相談の充実など、人権が尊重される 社会を目指します。

(2) 男女共同参画社会の推進

- ①男女共同参画の一層の推進のため、いちのせき男女共同参画プランに基づき実効性のある取組を推進します。
- ②あらゆる施策に男女共同参画の視点を反映させ、全ての市民が個性と能力を十分に発揮できる社会 をつくることを推進します。

主な指標

	指標項目			単位	現状 (H26)	目標 (H31)	現状把握の 方法	目標設定の 考え方
(1)	1	小中学校を対象とし た人権啓発事業の 実施回数						
	2	男女共同参画 サポーター認定者数		人				
(2)	3	男女それぞれの委員 数が委員定数 40% 以上である審議会等 の数の全審議会等に 対する割合		%				

市民の参画

(1) 人権教育と人権啓発の推進

*人権を尊重する市民の意識を高めていくために、活動に協力しましょう。

(2) 男女共同参画社会の推進

*固定的な性別役割分担意識をなくすため、男性が家事や育児、介護等に参画することについて周囲 (女性、家庭、地域、職場等)は理解を深め、それらの活動に前向きに参画できるようにしましょ う。

3-7 文化財の保護・地域文化の伝承

現状と課題

- ①市内には、229 件の指定等文化財をはじめ数多くの文化財(平成27年10月末現在)があり、文化財調査委員の指導を受けながら保護支援、巡視活動などを行っております。これらの一部は博物館等で一般公開していますが、市民が文化財への理解を深める機会を提供しながら、愛護思想の普及を図っていく必要があります。
- ②市内には、約900カ所の埋蔵文化財包蔵地があり、開発行為などが行われる場合は、一定の行為を制限、禁止していますが、制度の周知により文化財の保護を図っていく必要があります。
- ③本市は、建部清庵、大槻三賢人(玄沢、磐渓、文彦)、千葉胤秀、長沼守敬、芦東山、青柳文蔵、真山梧洞、伊藤勇雄、屋須弘平など多数の偉人、先人を輩出しています。先人の功績を次代に伝えるため、身近に学習できる機会の拡充を図り、郷土への誇りと愛着心を醸成することが必要です。
- ④郷土芸能を伝承する団体も多数あり、保存会活動や学校行事を通じて、その継承が図られているほか、 伝統芸能大会などが定期的に開かれ、相互交流や情報発信の場となっていますが、NPO、ボランティ ア、各種団体、行政等が連携を図り、活動の継続と後継者を育成する必要があります。
- ⑤市内には、各地域で収集された歴史、民俗、考古資料が約1万件あり、市内の収蔵施設に保管しています。これらの資料は、未公開、未活用のものが多く、適切に管理するとともに、地域住民の創造的な活動を一層促進するためにも、展示、公開するなど活用に努める必要があります。

施策の展開

(1) 文化財の保存・活用

- ①市民の誇りであり地域の財産である文化財を理解する心、愛護する心を普及啓発するとともに、適切かつ効果的に文化財を保存、活用します。
- ②文化財の標柱、解説板の整備など、市民が文化財の価値について理解を深められるよう情報発信に 努めます。
- ③埋蔵文化財包蔵地の周知啓発と開発行為等に伴う遺構や遺物等の調査を行い、文化財保護法に基づ く適切な保護を図ります。
- ④市内の収蔵施設に保管されている歴史、民俗、考古資料の評価、整理を行い、適切に保存するとともに展示、公開に努めます。
- ⑤地域づくり団体、郷土史グループなどが行う文化財保護や郷土の歴史資料の調査活動などについて、 学芸員が専門的見地から相談、助言等の支援をしていきます。

(2) 地域文化の伝承

- ①収集した民俗資料の整理を進め、その活用により先人の暮らし、文化、知恵、創造力を学ぶ機会の 充実を図ります。
- ②本市ゆかりの偉人、先人たちの功績を次代に引き継いでいくために、身近に学習できる機会の拡充

を図り、郷土への誇りと愛着心を高めます。

③伝統芸能の保存、伝承に取り組む団体等の調査を行い、後継者育成や地域との関わりを主眼として 保存、伝承の支援に努めます。

主な指標

	指標項目		指標の 説明	単位	現状 (H26)	目標 (H31)	現状把握の 方法	目標設定の 考え方
	1	指定等文化財数		件				
(1)	2	市指定文化財保護 事業補助金の 交付件数						
	3	指定等文化財数		件				
(2)	4	市指定文化財保護 事業補助金の 交付件数						

市民の参画

(1) 文化財の保存・活用

- *地域の文化財を学び、理解しましょう。
- *文化財を愛護しましょう。

(2) 地域文化の伝承

- *地域の伝統芸能に誇りを持てる伝承活動や愛護活動に取り組みましょう。
- *地域の優れた自然や文化の発掘、保存と継承に取り組みましょう。

3-8 平泉関連資産「骨寺村荘園遺跡」の保護

現状と課題

- ①厳美町本寺地区は、国重要文化財「陸奥国骨寺村絵図」に描かれた堂社などの跡が現存し、中世から 残される景観が良好に保たれている国内でも稀有な地域で、平成 17 年 3 月に「骨寺村荘園遺跡」と して国史跡に指定されました。また、「一関本寺の農村景観」として平成 18 年 7 月に国の重要文化的 景観に選定されました。骨寺村荘園遺跡は、世界文化遺産「平泉」の関連資産として、国・県や関係 市町とともに拡張登録を目指しており、その実現に向け、市民が骨寺村荘園遺跡の価値を理解し、世 界遺産拡張登録への気運を醸成していく必要があります。
- ②重要文化的景観の保全には、地域住民がその地で生活し、営農していくことが不可欠ですが、農業従 事者の後継者不足により、持続的な保全活動の継続が懸念されています。
- ③骨寺村荘園遺跡を後世へ守り伝えるため、適切な保存管理体制のもとで、地域住民のみならず市全体で景観保全活動等に取り組む必要があります。

施策の展開

(1) 骨寺村荘園遺跡の保護

- ①骨寺村荘園遺跡整備活用基本計画及び各種保存管理計画に基づき、骨寺村荘園遺跡の価値を後世に 伝えるため、保存と活用に努めます。
- ②本寺地区景観計画に基づき、魅力ある日本の原風景を未来へ継承するため、重要文化的景観の保全に努めます。
- ③小区画水田保全活用方針に基づき、地域住民と協働で小区画水田の保全活用に取り組みます。
- ④世界文化遺産「平泉」の関連資産としての価値を最大限に活用し、骨寺村荘園交流施設を核にしながら、その魅力を市内外に情報発信します。
- ⑤骨寺村荘園交流館での地場産品を活用したレストランや産直事業の展開により、来訪者との交流促進による地域活性化と農業振興を図ります。
- ⑥地域住民による骨寺村荘園遺跡を守り、伝えるための取り組みを支援します。
- ⑦地域住民のみならず全市民が、骨寺村荘園遺跡を市民共有の財産として保護していく意識の醸成に 努めます。

(2) 骨寺村荘園遺跡の世界遺産登録

- ①世界文化遺産「平泉」の関連資産として、関係機関と協力して拡張登録を目指します。
- ②拡張登録実現に向け、調査研究を進め、資産価値を明らかにします。
- ③骨寺村荘園遺跡に関する講演会の開催や情報発信により、骨寺村荘園遺跡の価値について市民一人 ひとりの理解と世界遺産拡張登録への気運醸成に努めます。

主な指標

第5回総合計画審議会【資料No.17】

	指標項目		指標の 説明	単位	現状 (H26)	目標 (H31)	現状把握の 方法	目標設定の 考え方
	1	支援団体数						
(1)	2	支援者数						
	3	来訪者数						

市民の参画

(1)骨寺村荘園遺跡の保護

- *骨寺村荘園遺跡で開催される、田植えや稲刈り体験交流イベント等へ積極的に参加しましょう。
- *遺産としての価値を守るため、土水路整備等の景観保全の取組に協力しましょう。

(2) 骨寺村荘園遺跡の世界遺産登録

- *骨寺村荘園遺跡への関心を持ち、その価値についての理解を深めましょう。
- *骨寺村荘園遺跡の世界遺産登録を市民一丸となって応援しましょう。

基本計画 4. 郷土の恵みを未来へ引き継ぐ自然豊かなまち

4-1 自然環境・公害防止

現状と課題

- ①自然と人との関わり方も自然を「守る」から自然と「ともに生きる」という姿勢に変化しつつあり、こうした時代の流れに対応した施策の展開が求められています。地球環境という大きな視点に立ち、自然環境のバランス、循環を考慮した環境保全に取り組むことが必要です。
- ②市民にとって、貴重な財産である河川については、河川が本来持つさまざまな機能が十分発揮されるよう、適切な維持保全に努めていくことが必要です。河川の親水空間化や、生き物がすみやすい環境を考えた多自然型の川づくり、水辺環境の整備などを進めることが求められています。自然学習やレクリエーションの場として河川・水路を活用することも必要であり、照井堰など、利水の優れた技術や歴史を後世に伝え、意識啓発を図るための機会を設けることも重要です。
- ③豊かな自然は、農林水産業を振興する上、重要な資源であるとともに、水道水等の貴重な水源となっており、国土の保全やゆとりある市民生活を送る上で欠かすことのできない市民共有の財産です。河川は利水において重要な役割を果たしているばかりでなく、潤いのある空間の提供など、市民生活に欠かせないものとなっているほか、さまざまな動植物も生育しており、夏休みなどにはこれらの生態系を観察する自然教室も開かれています。また、周辺住民やボランティアグループ等が中心となって河川の清掃や浄化活動が行われています。
- ④地球本来の自然環境が失われつつあります。自然という財産は、人間だけのものではなく生物全体の 共有の財産と捉える必要があり、また、これを確かな状態で次代へ引き継ぐことが私たちの責務でも あります。
- ⑤ライフスタイルの変化に伴い、公害の発生源は、多様化しています。住宅地に隣接する工場や近隣世帯に対しての騒音・悪臭等の公害苦情が多く発生しており、市民が安心して日常生活を送るためには、公害の発生源対策の推進や、生活型公害を未然に防ぐため啓発活動に取り組む必要があります。

施策の展開

(1) 自然の保全と活用施策の充実

- ①河川の清らかな水質を保つため、工場や畜舎などからの排水の浄化、家庭から出る洗剤や油分などの抑制、減農薬農業の振興など、多方面からの取組を促進するとともに、河川での水質検査や排水の監視を行い、水辺の環境を常に把握していきます。
- ②地元ボランティアや児童生徒が行っている河川の清掃活動や浄化活動を積極的に支援します。
- ③周囲の自然や景観に配慮した親水空間の整備に努めるとともに、整備に当たっては市民からの提案を 反映し、ホタルが飛び交うなど、市民が親しみを持てる美しい河川環境づくりに努めます。
- ④県や動物愛護団体と連携し、人と生き物のよりよい関係の構築を促進するとともに、かけがえのない 自然を次代に引き継いでいくため、希少動植物の保護の徹底など、生物多様性の保全を図ります。
- ⑤開発行為等が行われる際には、周囲の自然環境と調和したものとなるように、事業者への指導の徹底

と誘導に努めます。

(2)環境教育の充実

- ①自然とのふれあい活動や環境教育・学習の場の充実を図り、環境に対する正しい理解と環境に配慮 したライフスタイルの啓発を図りながら、環境意識の高いまちづくりを目指します。
- ②小中学校における環境教育の推進を図り、環境意識の醸成に努めます。
- ③自然環境の保全に関する啓発を行うとともに、自然環境への理解を深めることを目的とした自然観察会を実施し、環境教育の機会の充実を図ります。

(3) 公害対策の充実

- ①環境保全協定の締結による公害発生の未然防止に努めます。
- ②道路や鉄道などの騒音・振動の状況を測定するとともに、日常の暮らしから近隣の騒音を抑えるよう啓発に努めます。

主な指標

	指標項目			単位	現状 (H26)	目標 (H31)	現状把握の 方法	目標設定の 考え方
(1)	1	環境基準の類型指定 河川における基準値 未達成河川数 (BOD 値)						
(2)	3	環境保全協定 締結件数						

市民の参画

(1) 自然の保全と活用施策の充実

- *家庭、事業所からの排水や農作業などに伴う農薬で河川の環境を汚染することがないよう注意しましょう。
- *河川に親しむ活動を通じて自然環境を理解する活動に取り組みましょう。
- *河川や水辺の清掃、浄化活動などのボランティア活動に参加しましょう。
- *希少な動植物の保護に努めましょう。

(2)環境教育の充実

- *環境衛生に取り組む市民団体の活動に参加しましょう。
- *自然観察会など自然学習の機会に参加しましょう。

(3) 公害対策の充実

*大気汚染や悪臭の発生源とならないよう注意しましょう。

平成 27 年 10 月 15 日 (木) 第5回総合計画審議会【資料No.17】

*家庭や事業所から漏れる音が近隣騒音とならないよう、音量や時間に配慮しましょう。

4-2 公園・都市緑化

現状と課題

- ①公園は、子育て世帯への配慮や、中高齢者の健康志向などから、幅広く多方面のニーズへの対応が求められてきており、公園を市民の憩いの場としてだけでなく健康づくりの場として活用できる機能を 充実させる必要があります。
- ②公園は地域の中で比較的まとまった広さの広場を持っているところが多いことから、災害時の一時避難所としての機能を充実させていく必要があります。
- ③緑化推進に熱心な地域がある一方、そうでないところもあり緑化に対する取り組み、推進に関する意識に地域差があります。

施策の展開

(1)公園・緑地の整備

- ①ユニバーサルデザインを意識した公園・緑地等の整備を進め、既存公園の維持管理の充実を図り、 憩いの場、潤いの場としての公園の役割を充実させます。
- ②公園利用者の変化に応じて、対象年齢の低い遊具や健康遊具の導入を図ります。
- ③計画づくりの段階から市民参画を促進し、意見やアイデアの反映を図り、その地域にふさわしい公園となるよう努めるとともに、整備後の管理運営にも主体的に参加いただけるよう支援します。
- ④公共施設や市道の緑地帯などの緑化を進め、地域住民との協働で適切な維持・管理に努めます。
- ⑤日常生活に憩いと安らぎを与える緑化への意識啓発を図るとともに公園の緑化も市民自ら積極的 に担っていただけるよう働きかけます。
- ⑥磐井川堤防改修工事で伐採された桜の穂木を新堤防に植栽し、新たな桜の名所づくりを市民と進めます。

(2) 緑化の推進

①緑化推進活動がより全市的な取組として行われるよう、地域づくりの一つとしての緑化推進を働きかけ、先進事例を紹介するなど活動の活性化を図ります。

主な指標

指標項目			指標の 説明	単位	現状 (H26)	目標 (H31)	現状把握の 方法	目標設定の 考え方
(1)	1	1人当たりの 都市公園面積						

市民の参画

(1)公園・緑地の整備

*公園・緑地の整備

地域での公園・緑地の維持管理に取り組みましょう。

(2)緑化の推進

*公共施設や道路などの緑化に協働で取り組みましょう。宅地周りへの生垣の設置や花いっぱい運動に参加するなど、まちの緑化を推進しましょう。

4-3 低炭素社会

現状と課題

①地球温暖化の原因となる温室効果ガス排出量は年々増加しており、平成 25 年度は過去最高の 13 億 9,500 万トン(二酸化炭素換算)となっています。温暖化の進行は豪雨等の災害や熱中症の増加など 多くのリスクを抱えています。温室効果ガスの排出量を削減するため、化石燃料の使用を抑えた「大量消費」から「生活の質」を考えた省エネ型の生活や産業活動を普及推進する必要があります。震災 を踏まえ、再生可能エネルギーへの転換が大きな流れとなっており、環境負荷の少ない再生可能エネルギーの利用を積極的に進め、市民・事業者・行政がそれぞれの立場で主体的に取り組むととともに、連携、協力して取り組んでいくことが必要です。

施策の展開

(1)「好循環のまちづくり」の推進

- ①温室効果ガスの排出を削減するため、化石燃料の使用を節約した取組や低燃費車の利用やアイドリングストップなどを広め率先した取組を進めます。
- ②新エネルギービジョンを踏まえ、太陽光、太陽熱、風力、水力などの自然エネルギーの利用を促進するとともに、一般廃棄物やバイオマスなどをエネルギー資源と捉え、その持続可能な再生可能エネルギーの活用により地域内で資源やエネルギーが循環する「資源・エネルギー循環型」のまちづくりに向けた取組を推進します。

(2) 低炭素社会のシステムづくり

- ①新エネルギービジョン・省エネルギービジョンに基づき、公共施設等への再生可能エネルギー導入、 省エネ型の設備への改修を進めます。
- ②低炭素社会の確立に、行政が率先して取り組むため、職員の環境負荷や省エネ意識の向上に努めます。
- ③自家用車の燃料と温室効果ガスの排出削減に向け、公共交通機関の利用を促進します。
- ④補助制度や環境団体等と連携した普及・啓発活動により、市内への再生可能エネルギー、省エネ型 設備の導入を推進します。

主な指標

	指標項目			単位	現状 (H26)	目標 (H31)	現状把握の 方法	目標設定の 考え方
(1)	1	太陽光発電システム (10kw未満) 導入件数		件				
(2)	2	CO2 排出量	_					

市民の参画

(1)「好循環のまちづくり」の推進

- *化石燃料の使用を節約する暮らし方を実践しましょう。
- *太陽光や薪などの再生可能エネルギーの利用、省エネ生活に取り組みましょう。

(2) 低炭素社会のシステムづくり

- *環境基本計画、新エネルギービジョン、省エネルギービジョンの実践に協力しましょう。
- *環境負荷の少ない省エネ型のライフスタイルを実践しましょう。

4-4 循環型社会

現状と課題

- ①ごみの減量、資源ごみのリサイクル、再生可能品の利用などを進め、廃棄物の量を減らしていくことが必要です。そのための取組を計画的かつ総合的に実施することが求められており、その実現に向け、環境意識の啓発を図り、効率的な資源循環の体制を整えていくことが必要です。
- ②地球環境への負荷を軽減し、限られた資源を循環させていくことが必要な時代となっています。日常 の生活においても、廃棄物が適切に処理され、資源の循環システムの中に組み込まれていくことが基 本となります。また、ごみの不法投棄対策を徹底していくことも重要な課題です。
- ③従来の大量生産や大量消費、大量廃棄の社会経済活動のあり方を見直し、市民、事業者、行政の協働により循環型社会づくりに取り組んでいくことが必要です。

施策の展開

(1) ごみの発生抑制・再使用・再生利用の推進

- ①発生抑制 (リデュース)、再使用 (リユース)、再生利用 (リサイクル) の 3R を基本とし、家庭での分別・資源回収の徹底を図るとともに、地域における有価物集団回収への取組を支援し、ごみの減量化を推進します。
- ②廃棄物の分別徹底やリサイクルなど、事業所におけるゼロ・エミッションへの取組を促進します。
- ③ごみのないきれいなまちづくりを目指し、市民総参加で一斉清掃を行います。
- ④循環型社会を確立するため、リサイクルプラザ等を活用し、市民への普及啓発に努めます。
- ⑤新聞・雑誌やオフィス用紙などの再生利用を目指し、家庭や事業所での古紙リサイクルへの取組を 促進します。
- ⑥生ごみの堆肥化など、家庭でのごみ減量化への取組を奨励し、啓発に努めます。
- ⑦ごみの減量化や資源の有効活用を図るため、使用済小型家電や古着の回収を推進します。

(2) 効率的な廃棄物処理システムの確立

- ①一関地区広域行政組合が策定している一般廃棄物処理基本計画により、今後のごみ処理について計画的な対応を図ります。
- ②快適な生活環境の確保のため、ごみのポイ捨てや不法投棄をしないよう公衆衛生意識の啓発や監視 の強化を図ります。
- ③廃棄物を新たなエネルギー資源と捉え、効果的、効率的にエネルギーを生み出すための廃棄物の分別の方法や処理方式の導入など、資源を有効活用したエネルギーの創出に努め、資源・エネルギー循環型まちづくりの一翼を担う廃棄物処理システムの構築を図ります。

(3)環境自治体のシステムづくり

- ①市民と行政の活動指針となる環境基本計画及び一般廃棄物処理基本計画に基づき、資源活用の一層 の循環・効率化に努め、環境に対する負荷の軽減を図ります。
- ②環境自治体としての体制の確立に向けて、行政の率先した活動が必要との認識のもと、一関市役所 地球温暖化対策実行計画の実践及び職員の環境保全意識の向上を図り、環境施策に全職員で取り組 みます。

主な指標

		指標項目	指標の 説明	単位	現状 (H26)	目標 (H31)	現状把握の 方法	目標設定の 考え方
(1)	1	1 人当たりのごみ 排出量(一般廃棄物)						
(1)	2	ごみのリサイクル率 (一般廃棄物)						

市民の参画

(1) ごみの発生抑制・再使用・再生利用の推進

- *ごみの減量化を進めるとともに、ごみの分別の徹底、有価物の集団回収に取り組みましょう。
- *資源の有効活用を図るため、使用済小型家電や古着の回収に協力しましょう。
- *生ごみの堆肥化、減容化に取り組みましょう。

(2) 効率的な廃棄物処理システムの確立

- *ごみのポイ捨てや不法投棄をしないことはもちろん、監視活動にも協力しましょう。
- *市民の一斉清掃活動に参加しましょう。

(3)環境自治体のシステムづくり

*環境基本計画及び一般廃棄物処理基本計画の実践に協力しましょう。

4-5 住環境

現状と課題

- ①本市の住宅ストックにおいて、古い持ち家の木造住宅の占める割合は高く、この傾向は農村部において顕著となっています。これらの住宅は、住宅内の段差、低い断熱性能、耐震性への不安等機能面の課題とともに、高齢者や子育て世帯のライフスタイルに対応しにくい内装や間取りのため、活用されにくい状況にあります。また、本市の住宅市場は、持家中心に形成されており、老朽化などにより、良質な賃貸住宅が不足している状況にあります。今後は、地域の気候風土、歴史文化等に根差しつつ、現代のライフスタイルや需要等に適合する形でユニバーサルデザインや耐震化が行われ、住宅が長期間にわたり活用されるような環境の形成が求められています。
- ②市営住宅の空き家率が低く、応募倍率は依然として高いことから、市営住宅の一定の供給は必要であり、居住者ニーズを踏まえ適切な戸数を維持する必要があります。
 - また、木造住宅は、老朽化が顕著となってきているとともに、少子高齢化も年々進行しており、子育て世帯や高齢者世帯向けなど居住者ニーズに合った住宅の、計画的な建て替えが必要となっています。
- ③本市の景観は、先人が守り、築き上げてきた豊かな自然と、歴史が息づいており、この貴重な財産を継承し、それぞれの地域の特徴を生かした魅力ある景観をつくるため、景観計画に沿って取り組む必要があります。特に、骨寺村荘園遺跡一帯は、世界遺産「平泉」の関連資産として拡張登録に向け景観に配慮した、積極的な取組を続けていく必要があります。

施策の展開

(1) 良好な住環境の形成

①市内の住宅関連産業を中心とした地域経済の活性化を図るとともに、市民の居住環境の向上、省エネ化による CO2 排出量の削減及び市産木材の有効利用の促進など良好な住環境の形成を図ります。 併せて、耐震診断・耐震改修を促進し、災害に強いまちづくりを目指します。

(2) 適正な市営住宅の管理

①東日本大震災、少子高齢化など住宅政策を取り巻く状況が大きく変化していることや、大量に存在 する老朽住宅への対応等を踏まえ、公営住宅等長寿命化計画を見直し、将来の市営住宅の適切な維 持管理を図ります。

(3) 良好な景観形成の推進

- ①規制誘導を図り、良好な景観を形成します。
- ②多くの人が景観まちづくりに関心を持ち、さまざまな形で関わっていく意識づくりを進めるため、 景観まちづくり教育などの普及啓発に努めます。
- ③市民が主体となった景観まちづくり活動の情報共有・情報交換を図る組織として、景観計画に定めている(仮称)市民活動連絡会議の設立を目指すとともに、それぞれの活動に対し支援します。

- ④景観形成重点地区の拡充や景観重要建造物等の指定を促進し、魅力ある景観まちづくりを促進します。
- ⑤地域の景観づくりの核となる道路、河川及び公園などの公共施設について、施設管理者との協議を 行い、景観重要公共施設の指定をさらに進めます。
- ⑥緑化運動や環境美化推進運動など、自主的な環境美化運動を進める団体や組織などへの支援を続けます。

主な指標

	指標項目		指標の 説明	単位	現状 (H26)	目標 (H31)	現状把握の 方法	目標設定の 考え方
(1)	1	商品券交付額						
(2)	2	市営住宅管理戸数						

市民の参画

(1) 良好な住環境の形成

- *良好な住宅ストックのために、耐震化やバリアフリー化を進めましょう。
- *地球温暖化の防止に向けて、積極的に住まいの省エネ化を進めましょう。

(2) 適正な市営住宅の管理

*市営住宅の適正な利用に努めましょう。

(3) 良好な景観形成の推進

- *地域のより良い景観形成のために、景観まちづくり活動へ積極的に参加しましょう。
- *日頃から身近な環境美化に取り組み、美しいまちづくりを進めましょう。

4-6 上水道

現状と課題

- ①水道事業については、今後、給水人口が減少し給水収益も減収が見込まれ、経営が厳しくなります。
- ②水道施設については、高度経済成長期に整備した施設が、ほぼ同時期に更新の時期を迎えることになり、大きな財政的負担を伴います。しかし、更新を遅らせることは安定供給にも影響を与えかねません。よって、財政的な面と安定供給の面から検討し、計画的な更新が必要となります。
- ③水道の未普及地域への対応については、財政状況を勘案しながらの対応が求められます。

施策の展開

(1) 安全な水の安定供給

- ①水道事業の長期的な将来像を見据えた「水道事業ビジョン」を、水道事業経営審議会のみなさんと ともに策定し、安全な水を安定して供給できるよう事業経営を行っていきます。
- ②水道施設や水道管路の更新について、優先順位をつけるなど計画的に行っていきます。
- ③災害に強い水道を目指し、水道施設や水道管路の耐震化を<mark>図る</mark>などのハード面の対応に加え、災害 復旧の応急訓練を行うなど防災対策を行っていきます。
- ④水道施設の補修、補強等を実施し、長寿命化を図るとともに、施設の統廃合についても検討するな ど、効率的で安定した水の供給に努めます。

(2) 未普及地域への対応

- ①水道事業の長期的な財政状況を勘案しながら、未普及地域の解消に努めます。
- ②平成 27 年度から飲用井戸等整備事業補助制度をスタートし、水道未普及地域でのの方々の井戸等の整備を支援しています。に係る費用を補助いたします。(事業費の 1/2、限度額 60 万円)

主な指標

	指標項目		指標の 説明	単位	現状 (H26)	目標 (H31)	現状把握の 方法	目標設定の 考え方
(1)	1	有収率						
(2)	2	水道普及率						

※有収率:給水した水量に占める家庭や事業所等で使用した水量の割合

※水道普及率:住民基本台帳人口に占める水道を使用している人口の割合

市民の参画

(1)安全な水の安定供給

*<u>広報紙、水道週間などを通じ、</u>ライフラインとして欠くことのできない「水道」について認識しましょう。

(2) 未普及地域への対応

*水道の普及や井戸等による給水には清浄な水源が必要であり、貴重な水源の保全に努めましょう。

4-7 下水道

現状と課題

- ①公共下水道、農業集落排水施設、浄化槽などの汚水処理施設は、豊かな自然環境の保全、特にも河川 等公共用水域の水質を保全し、市民が衛生的で快適な生活を送る上で欠くことのできない施設です。
- ②環境の保全や快適な市民生活を確保するため、汚水処理施設の効率的な整備が求められています。 なお、汚水処理施設の整備については、平成 26 年 1 月に国土交通省、農林水産省、環境省の 3 省連 名で、今後 10 年程度を目途に概成を目指すという考え方が示されており、今後 10 年間で効率的な整 備が必要になっています。

※概成:地域のニーズ及び周辺環境への影響を踏まえ、各種汚水処理施設の整備が概ね完了すること。

施策の展開

(1) 処理施設の整備と普及促進

- ①地域特性に応じた公共下水道や浄化槽の効率的な整備により、河川等公共用水域の水質保全と衛生 的で快適な生活環境を創出します。
- ②下水道の供用を開始した区域や農業集落排水施設の処理区域については、事業効果の早期発現と経 営の安定化を図るため、早期の水洗化(接続)を働きかけ、それらの利用を促進します。
- ③下水道事業計画区域及び農業集落排水施設処理区域のどちらにも該当しない区域については、個人 設置型浄化槽の整備を促進します。
 - なお、浄化槽整備事業については、市設置型と個人設置型の2種類の整備手法が併存しておりましたが、維持管理費用を縮減し使用者と市の両者の負担抑制を図ることができることや、下水道計画 区域内で事業の着手に相当の期間を要する未認可区域でも設置できることなどから、個人設置型に 統一しました。
- ④汚水処理施設の早期概成のためのアクションプランを策定し、定期的に進捗管理を行いながら、必要に応じ社会情勢の変化や地域の実情に合わせた計画の見直しなどを行います。また、
- ⑤効率的な推進のため、施設の統廃合や更新などを実施し、施設の長寿命化を図りながら、持続的に 安定したサービス提供体制の確保に努めます。
- ⑥災害に強い下水道を目指し、下水道施設の耐震化を図ります。

主な指標

指標項目		指標の 説明	単位	現状 (H26)	目標 (H31)	現状把握の 方法	目標設定の 考え方
(1) 1 汚水処理人口普及率							

※汚水処理人口普及率:住民基本台帳人口に占める下水道等にいつでも接続できるように整備された区域内の人口の割合

市民の参画

◆処理施設の整備と普及促進

*河川等公共用水域の水質保全と衛生的で快適な暮らしの実現を図るため、下水道や農業集落排水施設への接続や浄化槽の設置に努めましょう。

基本計画 5. みんなが安心して暮らせる笑顔あふれるまち

5-1 医療

現状と課題

- ①二次救急医療を担う県立病院をはじめこの地域の医師不足は深刻であり、加えて、一次救急医療を担う診療所の医師も高齢化しています。このような中、限られた医療資源を有効に活用していくことが大きな課題であり、そのためには、利用者である市民が医療機関の役割を理解し、症状による適切な受診行動が必要です。
- ②高齢化率も高い状況にあり、医師をはじめ限られた医療従事者の中で、今後ますます増加が予想される医療的ケアが必要な要介護高齢者に対する対応が求められています。
- ③医師不足を解消するため医師の確保は最大の課題であり、今後も継続して取り組む必要があります。 加えて、要介護高齢者への対応として看護師などの医療技術職の確保が課題であり、その確保及び育 成を行っていく必要があります。
- ④休日・夜間の救急医療を確保するため、医師会等の関係機関の協力を得て、休日当番医制による診療 や夜間救急当番医制が実施されているとともに、重症患者(二次)の救急医療に対応するため病院が 協力し輪番制による診療が実施されています。
- ⑤夜間に安易に救急を利用する、いわゆる「コンビニ受診」などにより増加する救急患者への対応のため医師の疲弊が問題となっています。
- ⑥限られた医療資源を有効に活用していくことが大きな課題であり、そのためには、利用者である市民 が医療機関の役割を理解し、症状による適切な受診行動が必要となっています。
- ⑦病院・診療所においては、各サービスが適切に提供されるとともに、健全な経営に努めています。一方、診療所の医師については、その体制及び地理的条件から病院との連携が必要であり、今後、具体的な方法を含み検討を行う必要があります。
- ⑧「地域包括ケアシステム」の構築を進めていく中で、関係機関が円滑に連携した継続的な医療・介護の提供体制の確保が求められており、これまでの取組により構築された「顔の見える関係」を土台とし、医療や介護を必要とする高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、医療と介護が連携して切れ目のないサービスを受けられる仕組みが必要です。
- ⑨国においては、医療介護総合確保推進法を制定し、今後、高齢者人口がピークを迎える平成37年までに「地域包括ケアシステム」の構築を進めていく中で、入院医療機関と在宅医療及び介護等に係る機関が円滑に連携した継続的な医療・介護の提供体制の確保が求められています。

施策の展開

(1) 地域医療体制の充実

①医師会、歯科医師会、薬剤師会や県などの関係機関・団体、医療機関等及び保健・福祉・介護サービス機関との連携強化を図りながら、地域医療体制の充実に努めます。

- ②医療機関の適正受診について市民への意識啓発を図ります。
- ③医師会をはじめとする関係機関との協力により、医療機関相互の機能分担や相互連携を促進します。
- ④市が指定する医療機関に将来従事しようとする医学部学生に修学資金の貸付を行い、医師の養成確保を図ります。
- ⑤医療技術者の養成及び人材の確保を図るため短期・中期・長期的対策について、医師会など関係機関と連携して進めてまいります。また、今後の医療職分野の需要増大を見込み、小中学生の教育段階からの職種の啓発を図ります。

(2) 救急医療体制の充実

- ①医師会をはじめとする関係機関・団体との連携を一層強化し、休日、夜間を含めた救急医療体制の 充実に努めます。
- ②医療機関の適正受診について市民への意識啓発を図ります。

(3) 病院及び診療所の運営

- ①地域包括医療体制の強化充実のため、保健・福祉・介護分野との連携を図り、各サービスが適切に 提供できるよう病院・診療所を運営するとともに、健全な経営に努めます。また、病院と診療所の さらなる連携について検討します。
- ②病院事業においては、構成する各事業の一体的運営に努め切れ目のないサービスの提供や住民参加型の推進により、安定した経営と新しい地域医療の探求に取り組みます。

主な指標

	指標項目		指標の 説明	単位	現状 (H26)	目標 (H31)	現状把握の 方法	目標設定の 考え方
(1)	(1) 1 医師修学資金貸付			人				

市民の参画

(1) 地域医療体制の充実

- *かかりつけ医を有効に活用して、適切な受診を心がけましょう。
- *市民を対象としたフォーラムや県立病院などが行う懇談会などへ参加し、利用者と医師などの医療 従事者が対話を通じて相互理解を深め合い、地域医療を守り育てましょう。

(2) 救急医療体制の充実

- *救急車を正しく利用しましょう。
- *症状に応じた適切な受診を心がけましょう。
- *休日・夜間当番医を有効に活用しましょう。

(3) 病院及び診療所の運営

平成 27 年 10 月 15 日 (木) 第 5 回総合計画審議会【資料No.17】

*市民を対象としたフォーラム、藤沢病院が行う地域ナイトスクールや県立病院・診療所等が行う意見交換会などへ参加し、地域医療の現状、利用者と医師をはじめとする医療従事者が対話を通じて相互に理解を深めましょう。

5-2 地域福祉

現状と課題

- ①福祉は特定の人が受けるサービスではなく、市民一人ひとりが福祉の担い手であるといった意識の醸成が必要です。
- ②高齢者や障がいを持った人など、誰もが住みなれた地域で安心して住み続けていくためには、地域で の支え合が重要です。そのため地域、行政、福祉事業者が連携し、協働による地域福祉を推進してい くことが必要です。
- ③地域での人間関係の希薄化が進んでおり地域住民が相互に助け合うシステムや環境を構築することが必要です。そのため住民組織やボランティア、福祉 NPO 等を育成・支援し地域福祉の展開を図ることが必要となっています。
- ④福祉サービスの提供に当たっては、利用者が安心して利用でき、利用者の人権が配慮されることが求められます。利用者への十分な情報提供を行うとともに、福祉サービスや施設等におけるサービス利用の促進と定着を図るための支援が必要です。
- ⑤生活保護制度は、さまざまな事情で生活に困窮している経済的な弱者であり、その人たちに対して最低限度の生活を保障する制度であるとともに、自立を支援していくことを目的としています。全国的に被保護世帯は、今日の社会経済情勢を反映して増加傾向にあり、中でも高齢者の占める割合が高く、特に一人暮らし高齢者が増加しています。被保護世帯の安定した暮らしを実現するためには、保護の適正実施とともに、自立を促すための就業の場の確保が重要です。
- ⑥平成 25 年の災害対策基本法の一部改正により、災害発生時等に自ら避難することが難しい方(避難 行動要支援者)の名簿作成が義務付けられ、名簿作成と避難支援を行う関係者(避難支援等関係者) への情報提供を行なっていますが、災害時の支援が有効に機能するよう、平常時からの取組を推進す る必要があります。

施策の展開

(1) 地域福祉を担うひとづくり

- ①市民の福祉に対する理解と関心を高めるため、福祉に関する学習機会を幅広く提供し、地域福祉の 担い手の育成を推進します。
- ②高齢者や障がいのある人など誰もが地域活動に参加できるよう、共に参加する意識の向上に努めます。

(2) 共に支え合う地域づくり

- ①市社会福祉協議会、地区福祉活動推進協議会等との連携を推進するとともに、ボランティアグループ、福祉 NPO 等の福祉のネットワークづくりを推進します。
- ②認知症や障がいの理解を促進し、社会的に孤立することがないよう地域とつながり続ける仕組みづくりを支援します。

③多様化する福祉課題に対応するため、新たな地域福祉活動や社会資源(サービス)の開発・提供を 支援します。

(3) 充実した福祉サービスを提供する仕組みづくり

- ①各種相談窓口の充実、連携を強化するとともに市民の身近な相談者である民生児童委員等と連携を 推進し、相談者にあわせた情報の共有や福祉サービスの適切な提供に努めます。
- ②成年後見制度や各種福祉サービス等の利用に際し、制度利用がスムーズに行われるよう必要な援助 を行うとともに、地域で安心して自立した生活が継続できる条件整備を進めます。
- ③要保護世帯やひとり親家庭個々の実情に即した指導・援助が行われるように、関係機関との連携の もと、相談業務を拡充するとともに、各種制度や諸施策の活用を図りながら、就労の促進、技術の 習得など、自立への支援に努めます。
- ④避難行動要支援者名簿作成と避難支援等関係者への情報提供を進め、地域での見守りや要支援者の 状況に応じた支援方法の検討を推進します。

主な指標

	指標項目		指標の 説明	単位	現状 (H26)	目標 (H31)	現状把握の 方法	目標設定の 考え方	
(2)	1	市民ボランティア 登録者数						
(.	<i>Δ)</i>	2	ふれあいサロン数						

市民の参画

(1)地域福祉を担うひとづくり

*高齢者や障がいのある人との交流、福祉学習に参加し、福祉のまちづくりを心がけましょう。

(2) 共に支え合う地域づくり

*自治会活動などに参加し住民同士の交流を深めるとともに、挨拶、見守り、お互いに支え合いなどを通じ、誰もが安心して生活できる地域づくりに努めましょう。

(3) 充実した福祉サービスを提供する仕組みづくり

- *支援が必要と思われる人がいたら、孤立しないように声をかけたり、民生委員や各種相談窓口に相談するよう勧めましょう。
- *成年後見制度の研修会等に参加し権利擁護の理解に努めましょう。
- *災害の際に支援が必要な人の把握や地域で行なわれる防災訓練等に積極的に参加し、要支援者に配慮した避難方法の普及拡大に努めましょう。

5-3 高齢者福祉

現状と課題

- ①本市における高齢化の状況は、住民基本台帳によると平成27年3月末現在で総人口に占める65歳以上の高齢者人口は40,214人で、高齢化率は32.58%となっています。本市の人口は今後減少傾向が続き、高齢化率は上昇していくものと見込まれます。
- ②介護予防は状態が悪くなる前の元気なうちから取り組む必要があるため、普及啓発事業を継続し、介護予防への関心を高める必要があります。
- ③より魅力ある事業内容を検討するとともに、住民主体の通いの場の充実や、介護予防教室の開催会場 を工夫するなど、より気軽に参加できる環境整備が必要となります。
- ④高齢化の進行により、高齢者の所在不明や孤立死等の問題が発生しており、地域の様々な見守りが必要となっています。
- ⑤認知症高齢者の増加から、判断能力が不十分となった場合でも本人を保護し権利が守られるように支援する必要があります。
- ⑥高齢者がひとり暮らしや要支援・要介護状態になっても、住み慣れた地域で安心して、その人らしい 生活を送ることができるようにするためには、医療・介護・予防・住まい・生活支援サービスを組み 合わせて継続的に切れ目なく提供する「地域包括ケアシステム」の構築が必要となります。
- ⑦高齢者の約8割は介護を必要としない元気な方たちです。元気な高齢者の方たちが生きがいと尊厳を 持ち、いつまでも健康に安心して暮らすことが可能となるような社会の実現が求められています。

施策の展開

(1)介護予防の推進

- ①介護予防事業は、地域の実情に応じた効果的・効率的な介護予防の取組を推進する観点から、年齢 や心身の状況等によって分け隔てることなく、住民主体で参加しやすい介護予防の取組を推進しま す。
- ②元気な高齢者が介護予防の担い手として地域の中で役割を持ちながら、自らの生きがいや介護予防 につながる介護予防リーダーや介護ボランティア等の養成の取組を推進します。

(2) 地域包括ケアシステムの構築

- ①保健・医療・福祉・介護の関係機関・団体との連携のもと、医療、介護、予防、住まい、生活支援 サービスを組み合わせて継続的に切れ目なく提供する「地域包括ケアシステム」の構築を推進しま す。
- ②身近なところで在宅介護などの相談や各種サービスの利用手続きができるよう、相談支援体制の充実に努めます。
- ③ひとり暮らしや要介護・要支援状態になっても、高齢者が自宅で自立した生活を送ることができるよう、生活支援サービス、介護サービス等の充実に努めます。

④地域の見守りを充実し、支援が必要な高齢者の早期発見、支援の早期介入に努めます。

(3) 生涯現役社会づくりの推進

- ①明るく活力に満ちた高齢社会を築くため、高齢者自身がこれまで培った知識・技能を発揮し、積極的な社会活動への参加と地域社会の中で活躍することができる環境づくりを推進します。元気な高齢者が社会貢献活動に参加することで、自らの生きがいづくりにつなげるとともに、健康の増進を図ります。
- ②ハローワークやシルバー人材センターなどと連携を図りながら、高齢者の年齢や健康、体力に見合った多様な形態による雇用、就業機会の確保および支援に努めます。
- ③趣味活動や健康づくりなどの場の拡大、老人クラブの育成と支援、地域ボランティアやふれあいサロンなど自主的な取組を支援します。

主な指標

	指標項目		指標の 説明	単位	現状 (H26)	目標 (H31)	現状把握の 方法	目標設定の 考え方
(1)	1	介護予防事業参加者 数						

市民の参画

(1)介護予防の推進

- *生涯にわたって元気で暮らせるよう、介護予防に積極的に取り組みましょう。
- *介護予防の担い手として地域主体の通いの場の運営に取り組みましょう。

(2) 地域包括ケアシステムの構築

- * 隣近所ひとり一人ができることで、お互いを支え合いましょう。
- *認知症に対する理解を深め、地域での見守りに協力しましょう。
- *ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯など、閉じこもり気味な方への声掛けを積極的に行いましょう。
- *成年後見制度への理解を深めましょう。

(3) 生涯現役社会づくりの推進

- *自らの知識や技能、経験を生かし、地域活動や社会貢献活動に参加しましょう。
- *趣味やボランティア、老人クラブなどの活動に積極的に参加しましょう。
- *若者や地域との交流を持ち、自身が培ってきた生活文化を伝えていきましょう。

5-4 障がい者福祉

現状と課題

- ①重度の障がいを持つ人の生活の利便性を図り、社会活動の参加を促進するために、移動支援の施策の 充実が必要となっています。障がいの種別によって割引制度に差が生じていたり、通勤・通学におい て家族支援の限界から経済的負担が大きくなる、または、就労をあきらめるなど、重度の障がい者に とって移動することが社会参加に対する大きな障壁となっており、移動支援に対する施策の充実が求 められています。
- ②障がいのある方が、希望する地域でサービスを利用しながら地域生活を送ることができる環境の整備 として、地域の受け入れや障がいに対する理解を深めていくことが必要とされています。特に重度の 障がい者や精神障がい者(長期入院者)が、地域で生活できる環境整備や支援員のスキルアップの推 進が求められています。

施策の展開

(1) 障がいの有無に関わらず安心して暮らせる地域づくりと社会参加の促進

①障がいのある人が、住み慣れた地域で安心して自立した生活を送ることができるよう、個々のニーズに応じたサービスとの提供と社会参加を推進します。

主な指標

		指標項目	指標の 説明	単位	現状 (H26)	目標 (H31)	現状把握の 方法	目標設定の 考え方
	1	障がい福祉サービス (日中活動系)の利 用者数		人				
(1)	2	施設・病院から地域 生活への移行者数		人				
	3	福祉施設から一般 就労への移行者数		人				

市民の参画

◆障がいの有無に関わらず安心して暮らせる地域づくりと社会参加の促進

*障がいのある人が地域で生活し社会に参加することができるよう、お互いに助け合い支え合う地域づくりを進めましょう。

5-5 健康づくり

現状と課題

- ①死亡者の死因をみると、生活習慣病と呼ばれる悪性新生物、心疾患、脳血管疾患が全死因の約6割近くを占めています。
- ②現代の厳しい社会環境や複雑な人間関係の中で、精神的なストレスや心の悩みを抱えている人々も少なくない状況となっています。
- ③生涯にわたり健やかで心豊かに生活を送ることは市民共通の願いであり、少子高齢化の進展の中、保 健や医療サービスの重要性はますます高まっています。
- ④健康づくりは、市民一人ひとりの自主的な取組が基本となるとともに、地域社会全体で個人の健康づくりを支援する環境づくりが重要です。
- ⑤急速な高齢化が進む中、活力ある市民生活の実現には、市民の健康寿命の延伸を図ることが重要となっています。
- ⑥健康寿命の延伸には、要支援・要介護状態の原因となる生活習慣病や認知症、衰弱、骨折・転倒などを 予防するための取組が大切です。
- ⑦市民の生活習慣病の発症予防や重症化予防を図り、生活習慣に起因する生活機能の低下や要介護状態を回避するためには、一人ひとりの生活習慣改善の積極的な取組を促進し、バランスの取れた食生活 や適切な運動習慣の定着を図っていくことなどが今後の課題と考えられます。

施策の展開

(1)健康づくり活動の推進

- ①一人ひとりの生涯にわたる健康づくりを推進するため、早世(65歳未満で亡くなる人)を減らし、健康寿命(健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間)の延伸と生活の質の向上に重要と考えられる健康づくり指針に基づいた活動に取り組みます。
- ②生活習慣病は、日々の不健康な生活習慣の積み重ねによるところが大きく、できるだけ早い時期からの予防と幼少期からの健康的な生活習慣の習得が重要なことから、各年代の健康実態や課題に応じた取組を行います。
- ③地域の実情にあった健康づくり施策の推進を図るため、市民との協働による健康づくりを推進できる体制の整備に努めます。

(2) 保健指導等の充実

- ①生活習慣病予防等を目的に実施する特定健康診査の受診啓発に取り組みます。
- ②生活習慣の改善を通じた生活習慣病の発症予防や重症化予防を図るため、特定保健指導事業を実施し、バランスの取れた食生活や適切な運動習慣の定着を図ります。
- ③特定健康診査データ等から、健康課題の把握に努めるとともに、一人ひとりの課題に応じた保健指導事業の推進を図ります。

- ④リスクの高い個人に対する保健指導等の働きかけのほか、広く市民全体や地域全体を対象として、 気軽に健康づくりができるよう各種健康教室や健康教育事業を開催するとともに、広報やイベント の機会などを通じて市民の健康意識を高める啓発活動を行い、バランスの取れた食生活と運動習慣 の定着など健康的な生活習慣の推進を図ります。
- ⑤家庭訪問による保健指導等の取組を強化し、生活の実態や地域の健康課題を踏まえた効果的な保健 活動の推進に努めます。

主な指標

		指標項目	指標の 説明	単位	現状 (H26)	目標 (H31)	現状把握の 方法	目標設定の 考え方
	1	健康教育参加者数		人				
(1)	2	健康相談のべ 利用者数		人				
(1)	3	65歳未満の生活習 慣病による死亡者数 (人)		人				
(2)	4	運動習慣がない者の 割合*男女別		%				

市民の参画

(1)健康づくり活動の推進

- *健康寿命の延伸と生活の質を向上させるため健康いちのせき 21 計画の健康づくり指針に基づいた 活動をしましょう。
- *地域全体で個人の健康づくりを支援するため、健康づくりを目的とした市民グループに参加して活動の輪を広げましょう。
- *地域の健康づくりのサポーター活動を広げましょう。

(2) 保健指導等の充実

- *健康寿命の延伸を意識し、積極的に生活習慣の改善などに取り組みましょう。
- *バランスの取れた食生活と運動の習慣化を心がけ、生活習慣病の予防等に努めましょう。

5-6 防災(治水・治山を含む)

現状と課題

- ①平成 25 年の災害対策基本法の一部改正により、避難場所等の指定基準が示されたことに伴い、避難場所等が安全な避難先であるかの検証を実施する必要があります。
- ②災害の危険が切迫した場合に避難する避難場所が指定されていない地域があるため、その地域に指定 基準に沿った避難場所を指定する必要があります。
- ③市民に避難所を周知するため、避難所標識についても見直す必要があります。
- ④本市はこれまで、岩手・宮城内陸地震や東日本大震災などで甚大な被害を受けていることから、地震による被害を軽減するための取組が必要です。
- ⑤災害が発生した場合でも、その被害を可能な限り抑えることが重要です。安全安心で災害に強いまちづくりを進めるため、地域防災計画に基づく、防災資機材や避難場所等・避難路を整備充実するとともに、消防防災体制の充実と防災・減災対策を強化する必要があります。また、防災訓練等を通じて、市民の防災意識の向上の取り組みも必要です。
- ⑥過去の災害記録等をもとに、災害危険箇所の把握を進め、効果的な防災体制を整えていく必要があります。特に治水対策としては、河川等の計画的な整備と併せ、橋梁や排水機場の整備・改修などを関係機関に要請していく必要があります。
- ⑦災害時における応援協定等による協力体制の確立を図るため、関係機関等との連携体制が必要となります。
- ⑧市が発信する情報に限らず、住民が自ら情報収集し、地域で連携して早期に行動を起こすような意識の向上を図っていく必要があります。
- ⑨栗駒山の火山災害についての取組みは、登山者の安全確保及び火山の異常現象等を早期に把握するため、平成18年度から火山ガスやその他の火山現象について、現地調査観測を実施しています。また、平成27年3月には栗駒山火山防災協議会が設置され、栗駒山の現状や観測体制等について、協議が行われたところです。今後も関係機関と連携を図りながら火山防災に対する防災体制を構築していくことが必要となってきます。
- ⑩大規模災害時には、物流が停止し食糧の調達が難しくなるため、食糧の備蓄を行う必要があります。 また、保存用非常食や保存用飲料水など、保存年限に応じた定期的な入れ替えと活用方法について検 討する必要があります。
- ⑪自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で防災マップを全戸に配布していますが、内容の変更などにより更新、配布が必要となってきます。また、当市に在住する外国人やILCへの対応のため、外国語版が必要です。
- ②聴取調査を平成 26 年度に行いましたが、放送を聞いていると回答した世帯が 5 4 % と半数をやや超 えた程度であることから、更なる周知・啓発に努める必要があります。
- ③災害に強いまちづくりと安全で安心な市民生活の実現に向け、毎年度地域防災計画の見直しを行い、 防災対策を進め、その実効性を高めるための訓練を継続して実施していくことが大切です。
- ⑭地域防災力向上のため、今後も災害に関する知識・技能を有する人材を育成することは重要です。

- ⑤市民に対して、様々な媒体により防災知識を普及・啓発することで、自助・共助の精神を養うことが 重要です。
- ⑩東日本大震災から年月が経つにつれ、訓練等の実施率が下降しているため、大震災等の経験や教訓が 忘れられることがないように、引き続き防災講演会やセミナーを通じ災害に対する意識啓発に取組む 必要があります。

施策の展開

(1) 災害を防ぐまちづくり

- ①避難所、避難場所については、住民が円滑かつ安全に避難できるよう周知徹底するとともに、豪雨 災害等の特性を踏まえた安全性の確保、移送手段の確保及び交通孤立時の適切な対応ができるよう 努めます。
- ②災害発生時の避難所となる学校等の公共施設にあっては、耐震化、耐火性向上事業を重点的に実施 し、安全性の確保を図るとともに、避難所の周知と円滑な誘導案内に努めます。
- ③今後も予想される東北地方太平洋沖地震の余震をはじめとする大地震による住宅被害を軽減する ため、昭和 56 年以前に建築された木造戸建て住宅の所有者に対し、耐震診断や耐震改修工事を促 します。
- ④急傾斜地の土砂崩れや地すべり、河川や傾斜地における土石流など土砂災害警戒区域や危険個所等を的確に把握しながら、土砂災害ハザードマップ等を作成し、防災意識の向上を図り、災害予防と被害の軽減に対する対策を推進するとともに、定期的なパトロールを行うなど、被害の未然防止に努めます。
- ⑤頻繁に浸水被害が発生している地域については、中小河川及び排水路の計画的な改修整備や、農業 用取排水施設管理者との連携を図り、増水時の排水対策に努めます。また、雨水排除を目的とした 下水道整備について検討します。

(2) 災害に強いまちづくり

- ①大規模な災害時に迅速に対応するため、関係機関や相互応援自治体との連携強化を図ります。
- ②市全体の危機管理に係る研修や訓練を実施し、危機管理体制の充実強化に努めます。
- ③栗駒山の火山対策として、関係機関と連携して推進します。
- ④備蓄については「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を参考に、応急的に必要な非常食・飲料水等の備蓄と防災資器材の整備に努めます。
- ⑤防災マップの公表や防災訓練の推進に取組み、市民の防災意識の高揚を図るとともに、円滑な実践 行動につなげます。
- ⑥本市、平泉町及び建設関係団体等と結んでいる災害協定を基本とし、災害後の協力体制を整えます。
- ⑦防災行政情報システムのほかコミュニティFM放送、防災メール等を活用し、市民に対し迅速かつ 確実に情報が伝わるよう努めるとともに、住民自らが情報収集を行い、地域で連携し早期に行動を 起こすよう普及啓発に努めます。

(3) 地域防災活動の充実

- ①市民の生命・身体・財産を保護するため、関係機関と密接な連携を図りながら、地域防災計画の見直しを図り、その計画に基づいた円滑な防災対策の実施に努めます。
- ②市民の地域防災意識の高揚を図るとともに、自主防災組織の結成の促進と訓練の充実、防災リーダーの育成強化に努めます。
- ③市民に対して、自分で行う災害に対する備えや災害発生時の基本行動など、必要な防災知識の普及 啓発に努めます。

主な指標

	指標項目		指標の 説明	単位	現状 (H26)	目標 (H31)	現状把握の 方法	目標設定の 考え方
(1)	1	木造住宅耐震診断 事業実施棟数						
(2)	2	コミュニティ FM 放送を聞いている 世帯数						

市民の参画

(1) 災害を防ぐまちづくり

- *避難所や避難場所、避難ルートについて確認しましょう。
- *耐震診断の実施、家具の転倒防止等の設置及び擁壁・ブロック塀等自宅付近の危険箇所の把握に努め、今後起こりうる災害に備えましょう。
- *災害危険箇所等の通報や治水事業等への実施に協力しましょう。
- *土砂災害ハザードマップを共同で作成しましょう。

(2) 災害に強いまちづくり

- *訓練や講習会に参加し、災害に対する知識を深めていくと同時に、地域ぐるみの情報伝達、避難といった防災体制を確立し、地域全体で支え合いましょう。
- *家庭では、災害に備え、十分な食料の備蓄や災害時の行動について話し合っておきましょう。
- *地域の要配慮者の避難に協力したり、地域の方々と防災活動を行うなど、周りの人たちと助け合いましょう。
- *木造住宅の耐震性の向上を図りましょう。
- *防災メールを登録し、普段からコミュニティ FM 放送を活用しましょう。

(3) 地域防災活動の充実

- *防災訓練や防災活動に参加するとともに、食料や生活必需品等を備蓄し災害に備えましょう。
- *市や、地域の自主防災組織が行う研修や訓練に積極的に参加し、共に地域防災力の強化に努めましょう。

関連施策

- 2-4 地域情報化…(2)
- ・6-1-2 災害に強いまちづくり…(1)、(2)、(3)

5-7 消防・救急・救助

現状と課題

- ①火災に備える体制を整えるため、地域における消防拠点施設の整備、火災の態様に応じた消防車両や 資機材の更新、消防水利の確保等に努め、消防力の強化を図ることが必要です。
- ②本市の平成 17 年から平成 26 年までの過去 10 年間の火災発生状況の平均値は、火災件数 61 件、焼損棟数 66 棟、死傷者 16 人となっており、ほぼ横ばいとなっています。
- ③近年の火災は、社会構造の変化により複雑多様化しており、さらに、今後、高齢化率が高くなっていくことから、市民の生命・財産を火災から守ることがますます重要となります。
- ④火災は予防が基本であることから、市民の火災予防の意識を高めるため、防火知識等の普及啓発を図る必要があり、そのため、自主的な防火組織の育成が必要です。
- ⑤社会構造の変化で高齢化社会による救急需要の増加が見込まれることから、救急活動をより効果的なものとし市民の命を守るためには、継続的な救急業務の高度化に取り組み、医療機関との連携を一層強化しなくてはなりません。また、救急車が到着するまでの間の応急処置が非常に重要であることから、応急手当に対する住民の意識を高め、普通救命講習や自動体外式除細動器(AED)を活用した適切な処置の普及を図ることが必要です。
- ⑥継続的な救急業務の高度化には、救急隊員の継続的な教育訓練と、高規格救急車及び高度救命処置用 資機材の更新整備を推進し、救急体制を充実させる必要があります。
- ⑦近年、異常気象に伴う大規模な自然災害(豪雨・土砂災害等)が頻発しており、これらの災害で、二次災害の危険性が高い中での長時間に及ぶ困難な救助活動が強いられる災害現場に対処して行くため、救助活動に必要な車両や資機材の充実、隊員の育成を推進し、救助体制の充実を目指します。

施策の展開

(1)消防力の強化

- ①複雑多様化する火災等の災害に対応できるよう、消防車両、消防資機材を計画的に整備します。
- ②消防屯所等地域における消防活動拠点施設の整備を進めます。
- ③消火栓や防火水槽など、消防水利の計画的な整備を進めます。
- ④複雑多様化する災害に対応するため、消防団員等の確保と育成強化を図ります。

(2) 予防体制の強化

- ①市民の火災予防の意識を高めるため、防火知識等の普及啓発を図ります。
- ②市民の生命・財産を火災等から守るため、消防団、婦人消防協力隊及び自主防災組織等と連携を図りながら火災予防に努めます。
- ③高齢者を火災から守るため、民生委員やホームヘルパー等の協力を得ながら、高齢者等を対象とした防火指導を図ります。
- ④住宅火災による死傷者を防止するため、住宅用火災警報器の設置促進及び住宅用消火器を始めとし

た住宅用防災機器等の普及促進など、住宅防火対策の推進を図ります。

(3) 救急体制の充実

- ①メディカルコントロール体制 (医師による指導、助言及び教育体制) を基とした、救急医療機関との密接な連携により、救急業務の高度化に努めます。
- ②救急救命士及び救急隊員の計画的な育成と教育訓練の実施を推進するとともに、高度救命処置を適切に提供するため、高度救命処置用資機材や高規格救急自動車等の計画的な整備を進めます。
- ③救命率を向上させるためには、バイスタンダー(発見者などその場に居合わせた人)による応急処置が重要なことから、応急手当に関する啓発活動に取り組むとともに、普通救命講習や自動体外式除細動器(AED)を活用した救命技術や知識の普及啓発に努めます。
- ④救助要員の充実強化…専門的な知識や高度な救助技術を習得し、隊員の計画的な教育訓練を実施します。
- ⑤救助資器材の更新整備…救助資器材を計画的に更新整備し、複雑・多様化する事案に対処します。
- ⑥緊急消防援助隊登録隊員の訓練教育…登録隊員による合同訓練を実施し、隊員の育成強化を図ります。
- ⑦消防救助技術訓練の強化…災害現場で優先される人命救助活動を迅速かつ確実に行えるよう、救助 技術向上を目的とした訓練を実施します。
- ⑧緊急消防援助隊の受援・応援体制の整備及び救助資器材の計画的な整備を図ります。

主な指標

	指標項目	指標の 説明	単位	現状 (H26)	目標 (H31)	現状把握の 方法	目標設定の 考え方
(3)	1 普通救命講習 修了者数						

市民の参画

(1)消防力の強化

*消火栓、防火水槽などの消防水利や消防施設が緊急時に確実に使用できるように協力しましょう。

(2) 予防体制の強化

- *防火知識を高め、普段から防火に心がけましょう。
- *自主的な防火組織の活動に参加協力するなど、火災予防に取り組みましょう。

(3) 救急体制の充実

*応急手当の方法や自動体外式除細動器 (AED) の使用方法など、救命処置を身につけるようにしましょう。

5-8 防犯・交通安全

現状と課題

- ①防犯については、明るく住みよい地域社会の実現に向けて、「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識のもと、防犯意識を普及するための啓発活動や地域安全運動を積極的に推進し、各種犯罪の防止に努めていくことが必要です。
- ②近年高齢者の被害が急増している特殊詐欺被害や、女性や子どもへの声がけ事案を未然に防ぐための 啓発・見守り活動が必要です。
- ③防犯及び交通安全対策については、行政だけでなく防犯協会、交通安全協会、交通安全母の会等住民 組織による活動を助長しながら、地域全体での取組が必要です。
- ④本市の平成 26 年の交通事故の発生件数は 334 件で、死傷者は 445 人です (交通統計)。これらの原因は、交通マナー等のモラル (道徳、倫理) の低下によることが大きな原因として捉えられています。また、高齢者の交通事故の増加が全国的にも大きな問題となっており、本市においても、交通事故者数に占める高齢者の割合が高くなっています。
- ⑤交通事故を減らすためには交通安全思想の普及徹底が不可欠であり、運転者や歩行者等の交通マナーの向上など、交通安全対策を強力に推進することが必要です。特に児童生徒への交通安全教育の推進、高齢者の交通事故防止対策の強化を図ることが重要です。また、重大事故が多発している危険箇所の点検や改良など、道路管理者等と協議しながら、交通安全施設の整備充実を図ることが必要です。
- ⑥社会の急激な変化は、生活環境やライフスタイルを大きく変容させ、これに伴って、市民が直面する 問題も多種多様となっています。日々の暮らしの中で発生する問題に対し、各種関係機関・団体など と連携しながら、的確な相談ニーズの把握と適切な助言に努め、市民が安心して暮らせる環境づくり を進める必要があります。

施策の展開

(1) 防犯体制の整備

- ①市民の防犯に対する意識の高揚を図るとともに、防犯体制の強化と地域ぐるみによる防犯活動の展開を進めながら、犯罪のない、安全安心なまちづくりを目指します。
- ②市民一人ひとりの防犯意識を高めながら、市民ぐるみの防犯活動を推進します。
- ③警察署や防犯協会、防犯ボランティアなど関係機関、団体と連携を密にし、協力しながら、パトロール活動や情報交換を行うなど、地域が一体となった防犯活動を展開します。
- ④非行防止・犯罪防止活動の啓発を図るとともに、防犯教育の実施など、防犯に対する意識の向上に 努めます。
- ⑤防犯協会の協力のもと、青色回転灯装着車導入の促進を図るとともに、地域の防犯パトロール活動 を支援するなど犯罪のない安全安心なまちづくりを推進します。
- ⑥夜間における犯罪防止を図るため、自治会等への防犯灯設置を促進します。

(2) 交通安全対策の推進

- ①交通事故等危険箇所の把握に努め、信号・交通標識や横断歩道、カーブミラー等の安全施設の設置 や道路整備を推進します。
- ②警察署、交通安全協会等、関係機関・団体と協力し、幼児から高齢者までを対象とした交通安全教室を通じて、交通安全意識の高揚を図ります。
- ③交通安全協会、交通安全協会分会や交通安全母の会など、交通安全推進団体との連携強化に努め、 交通安全対策を促進します。
- ④交通安全を繰り返し呼びかけることにより、市民一人ひとりの交通安全意識の高揚を図ります。

(3) 市民相談体制の充実

- ①日常のさまざまな問題解決の糸口として、法律相談、行政相談等の市民相談を行います。
- ②消費生活センターにおいては、消費生活をめぐるさまざまなトラブルから消費者を保護するため、 相談体制の充実を目指します。
- ③消費者被害未然防止に向けた講座・講演会などによる啓発活動や学校、地域、家庭等における消費者教育の推進を目指します。

主な指標

	指標項目		指標の 説明	単位	現状 (H26)	目標 (H31)	現状把握の 方法	目標設定の 考え方
	1	青色回転灯装着 車両数						
(1)	2	青色回転灯装着車輌 によるパトロール件 数						
(2)	3	交通安全教育の 開催回数		ヵ所				
(3)	4	消費者講座の 参加者数						

市民の参画

(1) 防犯体制の整備

- *防犯への知識を広め、パトロールに参加するなど、地域ぐるみの防犯活動に取り組みましょう。
- *子ども110番の家や防犯連絡所を設置するなど、防犯活動に協力しましょう。
- *高齢者や子どもを犯罪から守るため、見守り活動を行いましょう。

(2) 交通安全対策の推進

- *交通ルールを守り、交通安全に心がけましょう。
- *交通安全教室、交通安全母の会への活動など、交通安全への取組に参加しましょう。
- *交通事故ゼロの運動を地域ぐるみで展開しましょう。

(3) 市民相談体制の充実

*消費者被害未然防止のため、地域での消費者講座の開催や注意喚起、また、高齢者が被害に遭わないよう家族や近隣住民が連携し、地域ぐるみで日頃から様子を見守りましょう。

関連施策

・2-2-3 安心・安全・快適な道路環境づくり…(2)

まちづくりの進め方

3-1 市民と行政の協働のまちづくり

現状と課題

- ① 少子高齢化や人口減少などにより社会構造が大きく変化しており、行政サービスのあり方も見直しが必要となっています。また、住民ニーズが多様化、高度化してきている今日の社会において、市民、各種団体、企業、行政など多様な主体が創意工夫をし、ともに行動する協働による地域づくりが重要となっています。
- ② 協働による地域づくりは、それぞれの主体による役割分担のもとに、「自分たちの地域は自分たちで守り、創る」を基本に、市民一人ひとりが当事者となり、地域のことを考え、その発想を自らが実践する、自主・自立の取組が必要です。
- ③ 市民主体の地域づくりを進めるためには、最も身近な組織である自治会等の活動を基本としながら、地縁でつながる様々な市民、地域組織、市民活動団体、民間事業者(企業)等が連携する地域協働体が推進役となり、互いに支え合い、協力していくことや地域の将来像を地域全体で共有し、身近な課題の解決や地域の特性を活かした活動を地域ぐるみで実践していく地域協働が必要です。
- ④ 地域協働体の設立が進んでくると、地域づくりの中心的役割を担う地域協働体と行政との連携がますます不可欠となります。また、市民センターを拠点とする地域づくり活動が活発化することにより、地域の特色を生かした住民起点のまちづくりが展開されます。
- ⑤ まちづくりは、市民の多様なニーズを的確に把握しながら、市民と行政とが協働で行うという 視点で実施していくことが必要であるとともに、市民が市政運営に積極的に参画できる仕組みを 構築し、企画から実施までを協働により推進していくことが重要です。
- ⑥ また、NPOなどの民間活力によるまちづくりを担う団体や組織を育成するとともに、相互の 連携を推進することが必要です。
- ⑦ 市政の運営は、市民の積極的な参画により進めていくことが重要であり、まちづくりスタッフ バンクの設置、審議会委員等の一般公募の実施などにより、市政への市民参画の機会の提供に努 めていますが、参画の機会をより充実させていくことが必要です。

施策の展開

- (1) 地域協働の推進
 - ① 地域協働体を中心とした地域協働による身近な地域課題の解決や地域の特性を活かした地域づくりを進めるため、地域と行政との情報、目標、課題等の共有を図り、役割分担のもとに共に住みよいまちづくりの当事者として協力、行動することを目指します。
- (2) 地域協働の実践
 - ① 地域の将来像を地域みんなで共有し、身近な地域課題の解決や地域の特性を活かした地域づ

くりを進めながら、その実現を目指します。

(3) 協働による市政の推進

- ① 地域協働の推進には、地域の調整、推進役を担う地域協働体と行政とが連携を強めることが必要です。地域協働体による市民主体の地域づくりを進め、行政はその活動に対して様々な支援(サポート)を行います。また、地域協働体が自ら策定する地域の将来構想ともいえる「地域づくり計画」に盛り込まれた事項については、地域の優先事項として尊重し、市の計画や予算に反映させるよう努めます。
- ② 市民と行政との協働を推進するため、一関市協働推進会議を開催し、協働を進めるための情報共有と意見交換を行います。
- ③ 協働のまちづくりを円滑に進めるため、市民活動センターなどの中間支援組織(行政と地域の間に立って様々な活動を支援する組織)による市民活動団体への活動支援や団体相互の連携の促進を進めます。
- ④ 「市長へひとこと」など市民の意見、要望を市政に反映させる広聴機能の充実を図るなど、 市民参画・市民との協働体制を確立します。
- ⑤ 各種審議会等への市民の参画を図り、市民の多様な知識や技術等を市政に反映させるため、まちづくりスタッフバンクの活用を推進します。
- ⑥ 各種計画の策定など検討段階から市民参画を進めるとともに、パブリックコメントの実施、 ワークショップの開催などにより、市民参画の機会の充実に努めます。
- ⑦ 地域住民と行政との創意工夫と協働により、地域の元気につながる事業に取り組みます。
- ⑧ 各種計画の事業進捗管理への市民参画機会の確保に努めます。
- ⑨ 市民によるまちづくり活動への市職員の参加を促進します。
- ⑩ 企業も地域の一員として、専門性を生かした人的、技術的な社会貢献が可能であることから、 様々な分野での協働の取組を要請します。

3-2 健全な行財政運営

現状と課題

- ① 人口が急激に減少していくことが予想される中、市税等の自主財源は大幅な増加は見込めず、 また、主たる依存財源である地方交付税は合併算定替期間の経過により合併特例による加算額が 段階的に縮減となることから、新たな住民ニーズに対応する財源の確保は厳しい状況にあります。
- ② 社会構造の変化に対応した行財政運営を推進するため、市の行政運営や財政負担のあり方について抜本的な改革を進めていく必要があり、従来の制度や施策、組織等の執行体制を見直すとともに、安定した行財政基盤を確立していくことが不可欠です。
- ③ 厳しい財政状況下においては、個々の施策に優先順位をつけた上で、効果的・効率的に予算を 配分し執行していく必要があります。市民に最も身近な行政主体として、住民ニーズを的確に把 握し、行政サービスを一層充実させていくことが強く求められています。
- ④ 公共施設の多くは、建設後多くの年数が経過しており、このまま維持していくとした場合、通常の維持管理経費に加え、大規模改修や建替えなど、施設管理に係る経費の増大が見込まれます。
- ⑤ 厳しい財政状況の中で、今後、人口減少等により公共施設の利用需要が変化していくことを踏まえ、長期的な視点をもって、公共施設の更新・統廃合・長寿命化などを実施し、財政負担を軽減、平準化するとともに、公共施設の最適な配置を実現することが必要となっています。
- ⑥ また、市有財産のうち、遊休資産となっている土地や建物についても、有効活用の観点から、 その活用や処分が必要となっています。
- ⑦ 全国の公営企業に共通する課題である人口減少に伴う料金収入の減少、老朽化施設の更新等への対応が不可欠です。また、水道未普及地域も多く、その対応についても課題となっています。
- ⑧ 市民の市政に対する理解と信頼を深め、市民が市政に参加し、市民と行政との協働を実践する ため、市が保有する公文書を公開する情報公開制度の適切な運用や審議会等の会議の開催状況の 公開の取組により、透明性の高い行政運営を進める必要があります。
- ⑨ これまで、広報紙やホームページ等様々な媒体をとおして、行政情報を発信してきたところであり、今後も、情報収集手段の多様化に即した効果的な広報活動を充実していく必要があります。

施策の展開

- (1) 健全な財政運営の堅持
 - ① 自主財源の安定確保に努めるとともに、歳出の徹底的な見直しにより財政の健全化を推進します。
 - ② 市税については、課税客体の的確な把握と併せ、さらなる自主納税の推進や効率的な滞納整理の実施などにより収納率の向上に努めます。
 - ③ 分担金・負担金及び使用料・手数料などについては、受益者負担の適正な水準を確保するとともに、各部署相互の連携のもと、収納率の向上に努めます。
 - ④ 市債については、将来負担を考慮して借入を行うとともに、財政状況に応じ繰上げ償還等に

努めます。

- ⑤ 公共工事をはじめとした行政事務の執行に当たっては、常にコストを意識し、経費の節減を 図ります。
- ⑥ 補助金・負担金については、その目的や、費用対効果、経費負担のあり方について検証し、 合理化に努めます。
- ⑦ 各年度の事業企画・実施に当たっては、中長期的な視点に立った財政見通しのもと、財源を 重点配分するとともに、行政と民間の役割分担や将来負担などについて十分な検討を行います。
- ⑧ 第三セクター等については、事業内容や経営状況を常に把握し、定期的な指導監督を実施するとともに、健全化が必要な第三セクター等については、経営改善に努めます。
- (2) 市有財産の適正な管理と有効活用の推進
 - ① 公共施設の管理については、維持管理コストの縮減に心がけ、経費と効果のバランスのとれた施設管理に努めるとともに、施設全体の状況を把握し、サービスの必要性について検討を進め、更新・統廃合・長寿命化など、公共施設の計画的かつ適正な配置と効率的かつ効果的な施設運営に取り組みます。
 - ② 市有財産については、遊休資産の実態を把握しながら、現有資産の有効活用を検討するとともに、売却処分を進め財産収入の確保に努めます。
- (3) 公営企業等の健全化の推進
 - ① 健全な公営企業運営を目指し、地方公営企業法で定める「常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進する」ことを念頭におき事業を推進します。
- (4) 透明性の高い行政運営と行政情報の周知
 - ① 情報公開制度は、公開が原則であることを踏まえ、適切に運用していきます。
 - ② 審議会等の会議の開催予定、会議結果を迅速に公開するとともに、会議結果については、審議内容の具体的な周知に努めます。
 - ③ 広報紙、ホームページ等の活用による行政施策や行政活動の積極的な情報提供に努めます。
 - ④ 広報紙は市民と行政のパイプ役との認識に立ち、分かりやすく親しみやすい広報紙を目指し、 紙面の充実に努めます。
 - ⑤ コミュニティFM放送の活用による行政情報の周知に努めます。

3-3 広域連携の推進

現状と課題

- ① 住民や企業等の生活圏、経済活動圏は市町村のエリアを越えてさらに広域化しており、また、人口減少と高齢化が進む中で、行政に対するニーズも多様化、高度化してきていることから、現在の行政サービスのあり方を広域的な視点に立った時代にあったものに変えていくことが求められています。
- ② 住民の日常生活の範囲が広がりを見せている中にあって、産業経済、医療・福祉、教育や防災、交通ネットワークなど、あらゆる分野において、一つの施策やあるいは一つのサービスがその自治体では完結せず、隣接する自治体と連携した取組が欠かせないものとなってきています。
- ③ 県境に位置している本市をはじめ、県境付近の自治体においては、県の中央部に国の機関の集約が進むなど、多くの共通課題を抱えている状況にあり、共通する課題を持つ関係自治体が、新たな連携に取り組んでいくことが必要です。
- ④ 特にも本市では、岩手県内の自治体との連携に限らず、県という枠組みを越えて、「中東北」としての拠点都市形成に向け、道路網の整備、地域医療や観光など様々な分野において県境を意識しない発想で課題解決に取り組んでいきます。
- ⑤ また、当地域の民間団体においては、農業協同組合、森林組合などが市町の枠を越えて合併し、スケールメリットを生かし、それぞれの産業分野の振興に取り組んでいます。
- ⑥ 人口減少などの社会構造の変化に伴い、それに対応した施策の展開や地域の発展のためには、保健・医療や通勤・通学などの住民生活や経済活動における、圏域というくくりの中で、雇用の創出、結婚・出産への支援、人口減少対策などに取り組んでいくことが、真の意味での地方創生につながるものととらえ、隣接自治体をはじめ、広域的に連携して取り組んでいきます。

施策の展開

- (1) 定住自立圏構想の推進
 - ① 一関・平泉定住自立圏共生ビジョンに基づき、魅力ある定住自立圏域を形成するため、適切に役割分担をしながら、具体的な取組を連携して推進します。
 - ② 世界遺産「平泉」を核とした地域づくりを関係自治体と一体となって取り組みます。
 - ③ 一関地区広域行政組合や両磐地区広域市町村圏協議会などにおいて、様々な分野で取り組まれてきた事業を促進します。
- (2) 県際連携の推進
 - ① 人口減少などの社会構造の変化に対応した施策の展開や地域の発展のため、同一の経済圏、同一の生活圏、同一の医療圏、同一の通勤・通学エリア、さらには同一の文化圏域というくくりの中で、隣接自治体同士が連携して多様な取組を推進します。
 - ② 北上川や栗駒山系など、地域固有の条件で結びつく市町村と多様な連携交流を図ります。
- (3) より広域的な連携
 - ① 共通する地域資源や歴史、文化等を有する市町村との広域的な連携を図り、地域の活性化

につなげる取組を推進します。

(4) 国・県等との連携

- ① 本市の課題解決に向け、本市の実情を国・県へ情報発信していくとともに、施策の積極的な要望提案を行います。
- ② 様々な関係機関と連携協力を図りながら、本市のまちづくりを展開していきます。
- ③ 国、県の事業については、本市のまちづくり、地域づくりに生かされるよう、その事業導入を働きかけていきます。

(2) 結婚活動の支援

(2) 未普及地域への対応

(3) 地域防災活動の充実

(3) 救急体制の充実

十画 1. 地域資源をみがき生かせる魅力あるまち										
1-1 農林水産業	1-2 工業	1-3 商業・サービス業	1 — 4 雇用	1-5 観光						
(1) 魅力ある農林業と担い手づくり	(1) 工業の振興	(1) 中小企業の振興	(1) 関係機関との連携による就業支援	(1) 観光資源の発掘及び活用						
(2) 農業生産基盤の整備と担い手育成	(2) ものづくり人材の確保と育成	(2) 商店街の活性化	(2) 勤労者福祉の充実	(2) 体験型観光の振興						
(3) 農業の有する多面的機能の発揮の促進	(3) 地域内発型産業の振興	(3)活力ある商業の振興	(3)能力開発と人材育成	(3) 受け入れ態勢の整備						
(4)農村コミュニティの活性化	(4) 企業誘致の推進			(4) 骨寺村荘園遺跡の活用						
(5) 農林水産物の生産・販売支援										
(6) 森林の適正管理と利活用										
(7) 地域木材の資源エネルギーとしての活用										
(8) 森林と市民との関わりの創出										

基本計画	計画 2. みんなが交流して地域が賑わう活力あるまち									
	2-1 都市間交流・国際交流	2-2 道路	2-3 公共交通	2-4 地域情報化	2-5 地域づくり活動(本文は検討中)					
	(1) 多様な交流活動の推進	(1) 広域ネットワークの充実	(1) 公共交通機関の充実	(1) 情報通信基盤の整備と活用	(1) コミュニティ意識の向上					
	(2) 在住外国人に優しいまちづくり	(2) 市内ネットワークの拡充	(2) 一ノ関駅周辺の整備	(2) 情報の発信と提供	(2) コミュニティ活動の充実					
		(3) 安全・安心で快適な道路環境づくり	(3) 生活交通の維持確保		(3) 地域づくり活動の啓発と意識醸成					
					(4) 地域づくり活動の支援					
	2-6 移住・定住・結婚支援(本文は検討中)									
	(1)移住・定住の促進									

基本計画	本計画 3. 自ら輝きながら次代の担い手を応援するまち										
	3-1 子育て	3-2 義務教育・高等教育等	3-3 青少年の健全育成	3-4 生涯学習	3-5 文化芸術・スポーツレクリエーション						
	(1) 妊娠・出産・子育て支援の充実と環境づくり	(1) 教育内容の充実	(1) 青少年健全育成に関するネットワークの整備	(1) 生涯学習環境の充実	(1) 文化芸術活動の振興						
	(2) 幼児教育及び保育環境の充実	(2) 地域の連携強化と学校運営の充実	(2) 青少年の社会参加機会の充実	(2) 生涯学習活動への支援	(2) スポーツレクリエーション活動の推進						
	(3) 児童育成支援の環境整備	(3) 教育環境の整備充実		(3) 図書館機能の充実							
		(4) 高等教育機関等の充実		(4) 博物館機能の充実							
	3-6 人権・男女共同参画	3-7 文化財の保護・地域文化の伝承	3-8 平泉関連資産「骨寺村荘園遺跡」の保護								
	(1) 人権教育と人権啓発の推進	(1) 文化財の保存・活用	(1) 骨寺村荘園遺跡の保護								
	(2) 男女共同参画社会の推進	(2) 地域文化の伝承	(2) 骨寺村荘園遺跡の世界遺産登録								

基本計画 4. 郷	本計画 4. 郷土の恵みを未来へ引き継ぐ自然豊かなまち									
4 — 1	自然環境・公害防止	4-2 公園・都市緑化	4-3 低炭素社会	4-4 循環型社会	4-5 住環境・公営住宅・景観					
(1) 自	然の保全と活用施策の充実	(1) 公園・緑地の整備	(1) 「地球環境にやさしいまちづくり」の推進	(1) 廃棄物の発生抑制・再使用・再生利用の推進	(1) 良好な住環境の形成					
(2) 環	境教育の充実	(2) 緑化の推進	(2) 低炭素社会のシステムづくり	(2) 効率的な廃棄物処理システムの確立	(2) 適正な市営住宅の管理					
(3) 公	:害対策の充実			(3) 環境自治体のシステムづくり	(3) 良好な景観形成の推進					
4-6	上水道	4-7 下水道								
(1)安	全な水の安定供給	(1) 処理施設の整備と普及促進								

c計画 5. みんなが安心して暮らせる笑顔あふれるまち								
5-1 医療	5-2 地域福祉	5-3 高齢者福祉	5-4 障がい者福祉	5-5 健康づくり				
(1) 地域医療体制の充実	(1) 地域福祉を担うひとづくり	(1)介護予防の推進	(1)権利擁護・相談支援体制の充実	(1)健康づくり活動の推進				
(2) 救急医療体制の充実	(2) 共に支え合う地域づくり	(2) 地域包括ケアシステムの構築	(2) ライフステージに応じた切れ目のない支援の提供	(2) 保健指導等の充実				
(3) 病院及び診療所の運営	(3) 充実した福祉サービスを提供する仕組みづくり	(3) 生涯現役社会づくりの推進	(3) 自立と社会参加の促進					
			(4) 障がい者が安心して暮らせる地域づくりの促進					
			(5) ユニバーサルデザインのまちづくりの推進					
5-6 防災(治水・治山を含む)	5-7 消防・救急・救助	5-8 防犯・交通安全・市民相談						
(1) 災害を防ぐまちづくり	(1)消防力の強化	(1) 防犯体制の整備						
(2) 災害に強いまちづくり	(2) 予防体制の強化	(2) 交通安全対策の推進						

(3) 市民相談体制の充実

プロジェ	ウト1 まち・ひと・しごと の創生		
	しごとづくりプラン	子育て応援プラン	地域(まち)づくりプラン
	①安定した雇用を創出する	①結婚・出産の希望をかなえる	①地域で安全に安心して暮せる環境の整備
	②新たな人の流れをつくる	②安心して子育てを楽しめる環境の形成	②いきがいを持ち健康に暮らせる環境づくり

プロジェクト2 ILCを基軸としたまちづくり ①生活環境面 ②社会基盤面 ③産業振興、技術革新、雇用創出 ④人材育成、教育水準の向上 ⑤地域振興、国際化

プロジュ	クト3	東日本大震災からの復	旧復興			
	(1)	震災からの復旧復興	(2) 放射線対策	(3)後方支援	(4) 災害に強いまちづくり	

まちづくりの進め方

まちづくりの進め	まちづくりの進め方									
3 — 1	市民と行政の協働のまちづくり	3 – 2	健全な行財政運営	3 – 3	広域連携の推進					
(1) 地	也域協働の推進	(1) 作	津全な財政運営の堅持	(1)	定住自立圏構想の推進					
(2) 地	也域協働の実践	(2) ī	方有財産の適正な管理と有効活用の推進	(2)	県際連携の推進					
(3) 協	8働による市政の推進	(3) 4	公営企業等の健全化の推進	(3)	より広域的な連携					
		(4)透	明性の高い行政運営と行政情報の積極的な提供	(4)	国・県等との連携					

	ı											単位:円		
請求項目			:	損害賠償請求額					うち	支払合意額				
雨水坝日	内	容	平成23年度分	平成24年度分	平成25年度分	平成26年度分	計	内 容	平成23年度分	平成24年度分	平成25年度分	計		
1 職員人件費	放射線対策事業等に の給与、時間外勤務 (平成23年度分 44 (平成24年度分 22 (平成25年度分 16 (平成26年度分 82	8手当等 05人) 10人) 05人)	53, 178, 371	84, 173, 330	68, 946, 276	43, 617, 439	249, 915, 416					0		
								学校給食放射性物質濃度検 查手数料	84, 000					
								学校給食検査試料購入経費	80, 350	243, 945				
2 検査・測定費用	学校給食・農林産物 質濃度検査、公共施 測定等に係る経費		1, 479, 420	3, 126, 840	5, 584, 774	2, 309, 952	12, 500, 986	学校給食の放射性物質を測定するための消耗品費 (フードプロセッサ・ビニール袋、手袋等)	631, 196	94, 946		1, 221, 692		
										暫定許容値を超過した牧草 の放射性物質調査に係る経 費 (2番草刈取、薬剤購 入)	87, 255			
3 放射線量低減対策費	小・中学校、幼稚園 教育・児童福祉施設 の公共施設における 策に要した経費	と 及び公民館等	3, 155, 660	2, 904, 086	856, 610	6, 703	6, 923, 059					0		
4 放射線測定機器 購入費	食品放射能測定器(4 購入経費(5台)	4台)、線量計	13, 876, 910				13, 876, 910		13, 397, 165			13, 848, 665		
期八頁		D & 1977 - 1977						空間線量計(4台)	451, 500					
5 広報費用	市内の放射線の状況 市民周知のためので 回)等に要する経費	市広報掲載(22	1, 641, 777	1, 128, 168	1, 240, 411	284, 234	4, 294, 590					0		
	特用林産施設等体制	整備事業補助						公共牧場利用自粛対策事業 補助金		5, 663, 270	1, 042, 017			
	金、公共牧場利用自 助金、内部被ばく関 道路改良舗装工事、	建康影響調査、	117, 950	12, 390, 081	40, 259, 180	65, 414, 225	118, 181, 436	汚染稲わら一時保管施設管 理用車両燃料費		50, 862		33, 548, 575		
費用	処理加速化事業、が に係る事務費(旅費	b 射線対策事業	111, 900	12, 550, 001	10, 200, 100	00, 111, 220	110, 101, 400	汚染堆肥処理のための運搬 による道路改良舗装工事			23, 956, 426	00, 010, 010		
	速道路使用料等)等								特用林産施設等体制整備事 業補助金			2, 836, 000		
7 高度集約牧野 使用料	東山地域に設置した (採草地) の使用料		562, 633	744, 345	741, 195	404, 716	2, 452, 889					0		
	合 計		74, 012, 721	104, 466, 850	117, 628, 446	112, 037, 269	408, 145, 286		14, 731, 466	6, 053, 023	27, 834, 443	48, 618, 932		

損害賠償請求は、市が実施した放射線影響対策等に要した経費を年度ごとに東京電力株式会社に対し行い、平成23年度から26年度分までの請求総額は4億800万円余となっております。 損害賠償請求しているもののうち、東京電力株式会社と支払の合意に至ったものは、平成23年度から25年度までの3年間分で4千800万円余となっております。 平成23年度、24年度分で東京電力株式会社と支払の合意に至らなかった分については、原子力損害賠償紛争解決センターにあっせんの申立てを行いました。

東京電力株式会社への損害賠償請求額及び和解金額

		損害賠償請	求額(=あっせん	の申立額)	あっせんの申立 て後、東京電力が	あっせんの申立 額から、東京電力		あっせんの申立	
項	į	平成23年度分	平成24年度分	計 (A)	複、東京電力が 損害賠償の一部 支払いに合意し 支払いを受けた 額(B)	が損害賠償の一 部支払いに合意 し支払いを受け た額を除いた額 (C)=(A)-(B)	和解案で示され た和解金額(D)	額のうち、今回の 和解案に含まれ ない額 (E)=(C)-(D)	
1 職員人件費	放射線対策事業等に従事した職員 の給与、時間外勤務手当等 (平成23年度分 405人) (平成24年度分 210人)	53, 178, 371 円	82, 218, 079 円	135, 396, 450 円	0円	135, 396, 450 円	75, 200, 000 円	60, 196, 450 円	
2 検査・測定 費用	学校給食・農林産物等の放射性物 質濃度検査、公共施設の放射線量 測定等に係る経費	1, 479, 420 円	3, 126, 840 円	4, 606, 260 円	1, 221, 692 円	3, 384, 568 円	3, 200, 000 円	184, 568 円	
3 放射線量低減対策費	小・中学校、幼稚園、保育園等の 教育・児童福祉施設及び公民館等 の公共施設における放射線低減対 策に要した経費	3, 155, 660 円	2, 904, 086 円	6, 059, 746 円	0円	6, 059, 746 円	6,000,000円	59, 746 円	
4 放射線測定 機器購入費	食品放射能測定器(4 台)、線量計購入経費(5 台)	13, 876, 910 円		13, 876, 910 円	13, 848, 665 円	28, 245 円	20,000円	8, 245 円	
5 広報費用	市内の放射線の状況などについて 市民周知のための市広報掲載(22 回)等に要する経費	1,641,777円	1, 128, 168 円	2, 769, 945 円	0円	2, 769, 945 円	20,000円	2, 749, 945 円	
6 その他放射 線影響対策 に要した費 用	公共牧場利用自粛対策事業補助 金、内部被ばく健康影響調査、放 射線対策事業に係る事務費(旅費、 消耗品、高速道路使用料等)等	117, 950 円	12, 390, 081 円	12, 508, 031 円	5, 714, 132 円	6, 793, 899 円	6, 700, 000 円	93, 899 円	
7 高度集約牧 野使用料	東山地域に設置した高度集約牧野 (採草地)の使用料の減収額	562, 633 円	744, 345 円	1, 306, 978 円	0円	1, 306, 978 円	1, 300, 000 円	6, 978 円	
	合 計	74, 012, 721 円	102, 511, 599円	176, 524, 320 円	20, 784, 489 円	155, 739, 831 円	92, 440, 000 円	63, 299, 831 円	

申立額1億5,573万円余に対して、原子力損害賠償紛争解決センターから和解案で示された和解金額は、9,244万円でありました。 当市としては十分な内容とは言い難いが、提示された和解案を受諾し、和解することが適当と判断しました。